

# 酒類の製造免許及び販売業免許における需給調整 要件の在り方について

毛 利 泰 浩

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

# 要 約

## 1 研究の目的（問題の所在）

酒類の免許制度においては、免許申請の拒否要件として 12 項目が規定されており、これら要件のうち需給調整要件は、「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でない」と認められる場合」とされ、免許の種類ごとにその要件を明確化しているが、この需給調整要件により現在まで酒税が適切に確保できているとも考えられ、また、酒類業者・業界も安定的に経営に集中できると評価できる一方で、この需給調整要件が酒類業界への新規参入を閉ざしている大きな要因となっているとの指摘もある。

需給調整による参入規制は他の業界でも複数存在していることから、政府において、競争的産業における需給調整の廃止に向けた検討を始め、酒類業免許についても需給調整要件の見直しが行われた。その結果、酒類販売業免許のうち、一般酒類小売業免許の需給調整要件については、段階的に要件が緩和・撤廃されて現在は規制がほぼなくなっているが、いまだ酒類卸売業免許については免許可能件数による規制は残っており、通信販売小売業免許についても販売できる酒類が限定されている。一方で酒類製造免許については、これまで大きな緩和は行われておらず、清酒など特定の品目については長年、新規参入が制限されている状況である。

そこで、本稿では現在もなお規定されている需給調整要件について、当初設けられた趣旨や背景、これまでの規制緩和の取組状況などを踏まえ、今日的な在り方について考察する。

## 2 研究の概要

### (1) 酒類免許制度の概要

#### イ 免許制度の目的

酒税は税率が高く租税の中で重要な地位にあった。そのため製造者の

濫立等による過当競争を防止し、酒税収入の安定を図る必要があること、高率な酒税を課すにふさわしい品質を維持する必要があることなどから、酒類の製造について免許制が導入された。また、酒税は間接税であり、流通経路を通じた転嫁がなされて初めて酒類製造者の納税が可能となる仕組みを採用していることから、流通過程に入った酒類に係る酒税の転嫁が容易に、かつ、確実に行われるよう、酒類の販売業についても「中間徴収機関」としての機能を果たすものとして免許制が導入されている。

#### ロ 需給調整要件の目的

免許付与に制限を与えず製造業者や販売業者を増やすことにより、事業者が濫立して過当競争などが行われるなどで酒類の需給の均衡を破り、免許制度の目的である酒税の保全に支障を来すおそれがあることから、酒税の保全を担保するために需給調整要件が規定されている。

#### (2) 規制緩和の実施状況及び評価

需給調整要件による参入規制は、往々にして行政の裁量により既存の業界の安定を守る方向に用いられることや、需給状況の判断を名目に他の目的で申請者を排除するために用いられることが問題となることなどから、政府はこれまで需給調整規制の廃止に向けた取組みを行ってきたところであり、酒類免許においても一部ではあるが需給調整要件の緩和が行われている。

#### イ 酒類製造免許

規制緩和推進 3 年計画においては「需給状況の好転が認められる場合には需給調整要件の廃止の方向で見直す。」に留まり、大きな規制緩和は行われなかった。その後の特産品焼酎（単式蒸留焼酎）や地場産米使用みりんの規制緩和、構造改革特別区域法により限定的に果実酒やその他の醸造酒、単式蒸留焼酎などを需給調整要件の不適用とするなどの緩和が行われたが、あくまでも限定された酒類の緩和であり大きな規制緩和とは言えない。また、最近になって日本酒の輸出拡大に向けた取組み

を後押しする観点から、需給調整要件を適用しない輸出用清酒製造免許が新たに設けられ、令和 3 年 4 月 1 日から免許申請書の受付が開始されたが、当該免許は輸出用清酒の製造のみに限定されている。

このため、酒類製造免許場数はビールなどの需給調整要件が設けられていない免許については増加が見られるものの、全体の免許場数の半数近くを占め、需給調整要件により新規参入を規制されている清酒については免許場数が連年減少を続けている。一方でこういった参入規制から清酒製造業界では近年、廃業した酒類製造業者を買取っての起業や海外における醸造所の立ち上げによる新規参入が少なくない。

## ロ 酒類販売業免許

### (イ) 酒類卸売業免許

需給調整要件より免許可能件数が規定されている酒類卸売業免許については、平成 24 年 9 月に免許可能件数の計算方法等の改正が行われたが、免許可能件数が大幅に増えるような改正でないことから改正後も免許場数の増加は見られず、むしろ減少傾向にある。また、免許取得の申請状況も、特に都市部では未だ免許可能件数よりも申請件数が多い状況となっている。

### (ロ) 酒類小売業免許

人口基準及び距離基準が廃止されたことにより、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、また、薬品、家庭電化製品、ホーム用品等の量販店などの事業者の新規参入が積極的に行われた。新業態店の大幅な参入により市場が活性化し、消費者サービスの向上へつながったと考えられるが、一方で競争に参加できない一般の酒販店の退出が進むなど、酒類小売業界は大きな変化を遂げた。

### (ハ) 通信販売小売業免許

通信販売小売業免許における需給調整要件は、免許取得の規制ではなく、免許取得の要件として、販売できる酒類を一般の酒販店で通常入手することのできない国産酒や高級輸入酒に限定することで、大手

メーカーのビールなどの一般的な酒類の販売を規制するものであるが、平成 26 年の第 9 回国家戦略特別区域諮問会議を受けて平成 27 年 3 月、地方の特産品等を原料とした酒類が一部ではあるが通信販売できることとなった。しかしながら限定的な緩和であることから、緩和後も内閣府の規制改革ホットラインに民間から通信販売小売業免許の需給調整要件の緩和に関する提言が行われている。

### (3) 酒類市場等の現状

#### イ 酒類市場の現状

我が国の酒類の国内市場は、少子高齢化や人口減少等による人口動態の変化、さらにはライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により消費量が中長期的に縮小してきている。このような状況の変化を背景に、近年の酒類の課税移出数量は減少傾向となっている。

#### ロ 清酒製造業界の状況

清酒の製造場数や課税移出数量は年々減少を続けており、清酒製造業界は厳しい状況であると言えるが、清酒のタイプ別の課税移出数量の推移を見ると、普通酒が大きく減少し、純米酒及び純米吟醸酒については緩やかではあるが年々増加傾向にある。こうした高付加価値の商品の需要の高まりから清酒の出荷単価は平成 25 年以降、特に増加基調となっている。

また、国税庁で行ったアンケート調査によると、清酒製造事業者のほとんどが個人事業を含む中小企業で構成されていることが確認できる。

#### ハ ビール製造業界の状況

需給調整要件による参入規制がないビール製造業界は、平成 6 年の酒税法改正によりビールの年間最低製造数量が 2,000 キロリットル以上から 60 キロリットル以上に緩和されたことで、小規模な醸造所が続々と参入し、しばらくは製造場数の大幅な増加が見られたが、低価格な発泡酒等の台頭により、平成 15 年をピークに減少に転じた。

しかしながら、厳しい状況を耐えしのいだ醸造場が、その品質を上げ、

クラフトビールの国際コンクールで日本のクラフトビールが金賞を受賞したことを皮切りに、毎年、国内外のコンクールにおける受賞が続いていることや、世界的なクラフトビール・ブームも手伝い、製造場数は平成 26 年度以降、再び増加に転じており、小規模事業者の新規参入によりビール製造業界は活性化が図られているのではないかと考える。

## ニ 酒類卸売業界の状況

近年の酒類の市場規模の縮小や小売業者の業態変化等に伴い、酒類卸売業の経営環境も厳しくなっており、大手事業者間の事業統合が進展するとともに、販売シェアを奪われた従来の小売業者を取引先としていた地方卸売業者が減少している。とはいえ、清酒製造業と同様にいまだ中小企業や個人事業者の占める割合は非常に高い。

## ホ 酒類輸出取引の状況等

酒類の輸出については、日本産酒類の国際的評価の高まりを背景に近年は大きく伸長を続けており、輸出金額は連年過去最高を記録し、需給調整要件のある清酒の輸出についても同様に連年過去最高を記録している。また、輸出単価も連年伸長しており、国内市場同様に海外においても高付加価値の商品の需要が高まっている。

しかしながら、アンケート調査によると酒類製造業者で輸出を行っている事業者は多いとは言えないことから、こういった輸出取引を行っていない製造業者の輸取出引への意欲向上や行政によるサポートが課題の一つであると考ええる。

## (4) 酒税の保全

### イ 最高裁平成 10 年 7 月 3 日第二小法廷判決

本事件はコンビニエンスストアを経営する原告の酒類小売業免許の申請を酒税法 10 条 10 号（経営基礎要件）及び 11 号（需給調整要件）により拒否した処分取消訴訟であるが、本判決は、酒類免許制度が酒税の適切かつ確実な賦課徴収を図るための制度であり、憲法 22 条 1 項の保障する職業選択の自由に対する規制措置であることを踏まえて、酒

税法 10 条の規定は、各号に列記した免許拒否の理由に積極的に該当すると認められる場合に限って免許の拒否が許されるものであり、これらが抽象的な文言をもって規定されているからといって、拡大的な解釈適用をすることは憲法に照らして許されず、これらに該当することが具体的事実により客観的に根拠付けられる必要があり、そうでない限りは申請どおり免許を与えなければならないと説示している。

この考え方によれば 11 号の要件は、需給の均衡が破れないと認められなければ免許を拒否してよいというのではなく、需給の均衡が破れると断定することまではできないのであれば、免許を拒否してはならないということになる。

#### ロ 酒税の収入及び滞納状況

酒税は、平成に入るまではほぼ毎年のように収入を伸ばしていたが、昭和 63 年度をピークにその後は減少を続けており、同様に国税収入に占める酒税収入の割合も減少傾向である。

一方で酒税収入に対する滞納割合は大きく減少を続け、平成 20 年代以降は、0.1%に満たない滞納割合で推移している。また、酒税の滞納割合は他の税目の滞納割合に比して低い水準で推移しており、これは、酒税保全のための需給調整要件による効果や、酒税特有の保全担保制度、酒類業組合法などによるものとも考えられるが、一方で、平成 10 年から順次行われた酒類小売業免許の規制緩和による酒税の保全への悪影響は認められず、むしろ滞納割合は大きく減少している状況が確認できる。

#### (5) 他業種における規制

##### イ 薬事法における薬局距離制限

薬局の開設においては許可制が採用されており、以前は距離基準により参入規制が行われていたが、最高裁昭和 50 年 4 月 30 日大法廷判決で、許可制を採用するには、「必要かつ合理的な措置であること」また、それが自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するた

めの消極的措置であれば「事業活動に対する規制では、許可制に比べて目的を十分に果たせないと認められること」が要件となり、更にはその要件は許可制そのものだけでなく、許可制自体が合憲であっても、許可における個々の条件についても個別に要件に照らして判断する必要があると示し、薬局の開設において距離を制限する規定は憲法 22 条 1 項の保障する職業選択の自由に違反し、無効であるとの判決を受けたことより距離基準は廃止されている。

#### ロ たばこ産業の参入規制

酒類と同じく嗜好品としての性格を有する「たばこ」に係るたばこ税の根拠法令は「たばこ税法」であるが、たばこ事業は、「たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資する」ことを目的として制定された「たばこ事業法」に基づき、各種の制度により規制を行っている。

たばこの製造については、「日本たばこ産業株式会社」の独占であるが、流通では、製造たばこの輸入販売及び製造たばこの卸売については登録制を採用し、登録における拒否要件は人的要件のみである。一方で製造たばこの小売事業は許可制が採用され、許可においては、人的要件のほか場所的要件が設けられており、場所的要件の一つである距離基準が小売事業者の新規参入を規制するものとなっていることから規制緩和の検討が進められ、平成 10 年 7 月に距離基準の緩和が行われた。その後の規制緩和推進 3 年計画においても、中長期的にその在り方の検討を行うことが求められたが、「20 歳未満の者の喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていない。」との結論により、距離基準による規制は現在も行われている。

また、20 歳未満の者の喫煙防止のため、店頭における確認はもちろん、自動販売機設置にも細かく規定が設けられている。さらに、通信販売についても製造たばこ小売販売許可の条件として購入希望者が成人である

ことを厳正に確認することが付されるなど、酒類販売における 20 未満の者の飲酒防止のための取組みよりも厳しいルールが定められている。

#### (6) 諸外国における酒類販売業に対する規制等

諸外国の酒類に関する規制等の状況を見ると、多くの国で酒類の販売等において免許制等が採用されている。また、免許の要件として人的要件や場所的要件、需給調整要件を定め、現在の我が国より販売に関する規制が厳しい国が多く認められるが、これら規制を行っている国等は、我が国と違い酒類の販売に関する法律が犯罪・秩序違反防止やアルコール依存症防止、未成年者飲酒防止といった社会的規制を目的として制定されている。

### 3 結論

#### (1) 酒類製造免許における需給調整要件

酒類製造免許における需給調整要件は立法目的を逸脱しているとまでは言えず、酒税の保全のために需給調整要件を維持することに問題はないとは考えられるが、酒類業界の発展という面から考えると、海外市場への輸出促進、商品の差別化・高付加価値化の推進が重要であり、そのためには需給調整要件を廃止することで意欲的な事業者の新規参入が必要であると考える。

実際に意欲ある事業者が廃業事業者を買い取ることなどでの新規参入も行われている。また、仮に需給調整要件を廃止したとしても高付加価値の酒類のニーズが高まっている状況下で事業者が濫立するほどの申請もないのではないかと考えられ、申請時における経営基礎要件や技術・設備要件など、需調整要件以外の拒否要件の厳格な審査で不適格な事業者は十分に排除可能であり、免許取得後の事業者に対して、行政による適正な検査業務、厳格な罰則適用などを行えば事後の排除も可能であり、酒税の保全は図られるのではないかと考える。

しかしながら、今後も酒類の需要量は減少することは十分に想定され、規制緩和により、ほとんどが中小企業や個人事業者である既存の清酒製造

業者の廃業等が多発することもあり得る。それによりこれまでの酒類小売業免許の規制緩和や、ビール製造業における小規模事業者の活発な新規参入などでは酒税の保全に影響は見られなかったものの、酒類製造業者は酒税の納税義務者であり、また、他の酒類製造業者よりも圧倒的に事業者が多いことから、既存の清酒製造業者の廃業等がダイレクトに酒税の滞納額に影響を及ぼすおそれもある。

こういったことから、酒類製造免許の需給調整要件は廃止が望ましいとは考えるが、廃止されることとなった際には、数年間は免許可能枠の設定や新規参入事業者に対して生産数量の上限を設定するなど、段階的な廃止の検討を行う必要があると考える。

## (2) 酒類卸売業免許における需給調整要件

酒類小売業免許については、規制緩和推進 3 年計画により人口基準や距離基準といった需給調整要件を廃止し、新規事業者の参入が可能となったのに対し、同じ販売業免許である酒類卸売業免許の需給調整要件が廃止されず新規事業者の参入規制が行われていることは、合理的な根拠も乏しく、制度目的を逸脱した既存卸売業者の保護のための規制と見られるおそれがあるのではないかと考える。また、酒類小売業免許の規制緩和における酒税保全への悪影響も見られていない。

これらのことから、酒類卸売業免許の需給調整要件は今一度、廃止に向けた検討を行うことが望ましいと考える。

## (3) 通信販売小売業免許における需給調整要件

通信販売小売業免許は酒類の通信販売業への参入ニーズの高まりなどから平成元年 6 月に創設された。その一方で通信販売小売業免許が創設されたことにより、以降の一般酒類小売業免許の取得においては、「通信販売を除く」という免許条件が付されることとなったが、平成元年 6 月以前の小売業免許については、「通信販売を除く」という条件が付されていないため、平成元年 6 月以前に小売業免許を取得した事業者には、通信販売小売業免許で定められた需給調整要件の適用がなく、どのような酒類も自由に

通信販売を行うことが可能である。従って、現状は通信販売を行っている全ての事業者に平等の規制が行われていない。また、一般酒類小売業免許に需給調整要件による規制がなくなった今日において、通信販売小売業免許のみ需給調整要件による規制を行うことに合理的な根拠があるかという疑問も生じる。

これらを踏まえると、通信販売小売業免許の需給調整要件は立法目的に沿った合理的な規定であるとは言えないと考えられることから、需給調整要件の廃止に向けた検討を行うことが望ましいと考える。

#### (4) 今後の社会的要請に対する対応

諸外国やたばこ業界では、我が国の酒類業界より厳しい規制を課すなどして社会的要請に取り組んでいる。

国税庁においては、酒類事業者に対して、20 歳未満の者への酒類販売の禁止や酒類の陳列場所での表示を指導しているほか、各業界団体に対して、20 歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底などを推進するよう要請しているが、これは財務省設置法を根拠とするものであり、法的権限や措置のない行政指導であることから実効性は十分であるとは言えない。そのため、今後、酒類販売業免許の需給調整要件が廃止されることがあった際には、需給調整要件で少なからず担ってきた 20 歳未満の者の飲酒防止への対応について、代替の措置が必要であるかの検討は要すると考える。また、必要となった際には、社会的要請に十分に対応するための法的権限や措置を有するような法整備の検討も行う必要があると考える。

目 次

はじめに	15
第 1 章 酒類製造免許及び酒類販売業免許の概要	17
第 1 節 酒類免許制度	17
1 免許制度の目的等	17
2 免許の種類	18
3 免許の拒否要件等	22
第 2 節 需給調整要件	24
1 需給調整要件の目的	24
2 酒類の製造免許における需給調整要件	25
3 酒類の販売業免許における需給調整要件	27
第 2 章 免許制度における規制緩和	31
第 1 節 これまでの規制緩和についての提言等	31
1 第 3 次行革審答申（平成 4 年 6 月 19 日臨時行政改革審議会）	31
2 行政改革委員会での最終意見（平成 9 年 12 月 12 日）	32
3 規制緩和推進 3 か年計画（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定）	33
4 規制緩和についての第 1 次見解（平成 10 年 12 月 15 日行政改革推進本部規制緩和委員会）	33
5 規制・制度改革係の方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）	34
第 2 節 規制緩和への取組状況	34
1 酒類製造免許における需給調整要件の緩和	35
2 酒類販売業免許における需給調整要件の緩和	36
第 3 章 需給調整要件の必要性の検討	38
第 1 節 これまでの規制緩和の評価	38
1 酒類製造免許	38
2 酒類販売業免許	41
第 2 節 酒類市場の現状等	45

1	酒類市場の状況	45
2	清酒製造業界の状況	46
3	ビール製造業界の状況	49
4	酒類卸売業界の状況	50
5	酒類輸出入取引の状況等	51
第 3 節	酒税の保全	54
1	最高裁平成 10 年 7 月 3 日第二小法廷判決	54
2	酒税収入及び酒税の滞納状況の推移	55
第 4 節	他業種における規制	58
1	薬事法における薬局距離制限	58
2	たばこ産業の参入規制	61
第 5 節	諸外国における酒類販売業に対する規制	64
1	アメリカ	65
2	イギリス	66
3	ドイツ	66
4	フランス	66
5	カナダ	67
第 6 節	社会的規制	67
第 4 章	今日における需給調整要件の在り方	70
第 1 節	酒類製造免許における需給調整要件の在り方	70
第 2 節	酒類販売業免許における需給調整要件の在り方	74
1	酒類卸売業免許	74
2	通信販売小売業免許	76
3	今後の社会的要請に対する対応	77
	結びに代えて	79

## はじめに

我が国における酒類の製造及び販売については、酒税の確実な徴収と消費者への円滑な転嫁のために免許制度が採用されており、酒税法 7 条から 9 条において、酒類等の製造又は販売業をしようとする者は、製造場または販売場ごとに所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないと規定されている。

また、酒税法 10 条においては、税務署長は免許を与えないことができるとされ、免許申請の拒否要件として 12 項目が規定されている。この 12 項目の要件は大きく分けて、人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件、技術・設備要件で構成されているが、これら要件のうち需給調整要件については、同条 11 号で、「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でない」と認められる場合」とされ、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（以下「法令解釈通達」という。）」において免許の種類ごとにその要件を列記している。

酒類免許制度における需給調整要件は、免許制度の目的である酒税の保全には酒類の製造者及び販売業者の濫立を防止し、もって経営の健全化・業界の安定を確保することが必要とされ、そのため、需給の均衡を維持するための要件として規定されたものであり、当該要件により現在まで酒税が適切に確保できているとも考えられ、また、酒類業者・業界も安定的に経営に集中できると評価できるが、一方でこの需給調整要件が酒類業界への新規参入を閉ざしている大きな要因となっているとの指摘もある。

こういった需給調整による参入規制は他の業界でも複数存在していることから、政府において、消費者重視の政策の確立を基本的な考え方として、公的規制の緩和を重視し、競争的産業における需給調整の廃止に向けた検討を始め、酒類業免許についても平成 10 年 3 月に閣議決定された「規制緩和推進 3 年計画」などに基づき需給調整要件の見直しが行われた。その結果、酒類販売業免許のうち、一般酒類小売業免許については、平成 10 年以降、段階的に要件が緩和・撤廃された。しかしながら、酒類卸売業免許については平成 24 年 9 月に

需給調整要件の見直しが行われたものの、免許可能件数による規制はいまだに残っており、通信販売小売業免許についても平成 27 年 3 月に規制緩和が実施されたが、現在も需給調整要件で品目ごとの年間の課税移出数量が 3,000 キロリットル未満である製造者が作る酒類のみの販売に限られている。一方で酒類製造免許については、これまで大きな緩和は行われておらず、清酒や単式蒸留焼酎など特定の品目については長年、新規参入が制限されている状況である。

そこで、本稿では現在もなお規定されている需給調整要件について、当初設けられた趣旨や背景、これまでの規制緩和の取組状況を踏まえるとともに、他の産業での参入規制や諸外国における酒類免許制度との比較を行うなどして、今日的な在り方について考察する。

# 第 1 章 酒類製造免許及び酒類販売業免許の概要

本章では、免許の拒否要件の一つである「需給調整要件」の今日における在り方を検討していく上での基礎として、酒税法における免許制度について概観する。

## 第 1 節 酒類免許制度

### 1 免許制度の目的等

酒類を製造するための免許は、古くは 1657 年（明暦 3 年）に江戸幕府が酒造りを管理するために「酒造株」を設定したのが始まりであるが、明治 13 年 9 月の太政官布告「酒造税則」において、これまでの酒造者に対する免許鑑札の付与から製造場ごとに免許鑑札を付与するという免許制度が採用され、この制度がその後の昭和 28 年 2 月に制定された酒税法にそのままの姿で採用されている。また、酒類販売に免許制が採用されたのは、それよりずっと後の昭和 13 年の酒造税法、酒精及酒精含有飲料税法、麦酒税法の改正からである。

酒税は酒類の消費者に担税力があるとして、その消費に課税する租税である。また、納税義務者は原則として酒類の製造者<sup>(1)</sup>であり、酒税の負担は最終的には酒類の消費者を予定し、酒類が製造場から移出される際に酒類製造者が酒税相当額を価格に加えて販売することによって税の転嫁を図り、これにより酒類製造者から酒税を徴収する仕組みをとる間接税である。

歴史の古い酒税は税率が高く、明治 30 年代から昭和の初期にかけて我が国の租税収入の首位を占めるなど、租税の中で重要な地位にあった。そのため製造者の濫立等による過当競争を防止し、酒税収入の安定を図る必要があること、高率な酒税を課すにふさわしい品質を維持する必要があることなど

---

(1) 輸入酒については酒類の引取者となる。

から、酒類の製造について免許制度が採られた<sup>(2)</sup>。また、最終的には消費者が税負担することが予定されており、流通経路を通じた転嫁がなされて初めて酒類製造者の納税が可能となる仕組みを採用していることから、流通過程に入った酒類に係る酒税の転嫁が容易に、かつ、確実に行われるよう、酒類の販売業についても「中間徴収機関」としての機能を果たすものとして免許制が導入されている。

## 2 免許の種類

現行法において酒類免許については、酒類等を製造しようとする者又は酒類の販売業をしようとする者は、その製造場又は販売場ごとに、所轄税務署長の免許を受けなければならないと規定されている。また、免許は大きく分けて、「酒類製造免許」と「酒類販売業免許」に区分されるが、それぞれで免許の種類が複数規定されている。

### (1) 酒類製造免許の種類

酒類の製造における免許は、酒税法 7 条に「酒類の製造免許」、8 条に「酒母の製造免許」、「もろみの製造免許」と 3 種類の免許が規定されており、さらに「酒類の製造免許」は、同法において酒類品目別（図表 1）に、製造場ごとに、その製造場の所在地の税務署長の免許を受けなければならないとされている。また、免許を受けた後にその製造場において製造しようとする酒類の見込み数量が定められた数量に達しない場合には、免許を受けることができないといった製造数量の下限も規定されている<sup>(3)</sup>。

(2) 国税庁『国税庁 50 年史』319 項（国税庁、2000）。

(3) 酒税法 7 条 2 項において「酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が次に定める数量に達しない場合には受けることができない」と規定されている。

・清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、ビール・・・60 キロリットル

・単式蒸留焼酎、みりん・・・10 キロリットル

・果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒、雑酒

・・・6 キロリットル

なお、酒母、もろみの製造免許については法定製造数量の規定はない。

図表 1 酒類の品目及び定義

種類	品目	定義
発泡性酒類	① ビール	麦芽、ホップ、水等を原料として発酵させたもの (アルコール分 20 度未満のもの)
	② 発泡酒	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの (アルコール分 20 度未満のもの)
醸造酒類	③ 清酒	米、米こうじ、水等を原料として発酵させてこしもの (アルコール分 22 度未満のもの)
	④ 果実酒	果実 (及び糖類) を原料として発酵させたもの (アルコール分 20 度未満のもの)
	⑤ その他の醸造酒	穀類又は糖類等を原料として発酵させたもの (アルコール分 20 度未満のもの)
蒸留酒類	⑥ 連続式蒸留焼酎	アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものの (アルコール分 36 度未満のもの)
	⑦ 単式蒸留焼酎	アルコール含有物を単式蒸留機で蒸留したものの (アルコール分 45 度未満のもの)
	⑧ ウイスキー	発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	⑨ ブランデー	果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	⑩ 原料用アルコール	アルコール含有物を蒸留したもの (アルコール分 45 度超のもの)
	⑪ スピリッツ	①から⑩及び⑫から⑭以外の酒類で、エキス分 2 度未満のもの
混成酒類	⑫ 合成清酒	アルコール等とブドウ糖等を原料としたもので、その性状が清酒に類似するもの (アルコール分 16 度未満でエキス分 5 度以上のもの)
	⑬ みりん	米、米こうじに焼酎等を加えて、こしたものの (アルコール分 15 度未満でエキス分 40 度以上のもの)
	⑭ 甘味果実酒	果実酒に糖類やブランデー等を加えたもの 果実酒に植物の成分を浸透させたもの
	⑮ リキュール	酒類と糖類等を原料とした酒類で、エキス分 2 度以上のもの
	⑯ 粉末酒	溶解してアルコール分 1 度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	⑰ 雑種酒	上記すべての品目以外の酒類

## (2) 酒類の販売業免許の種類

酒類の販売業については、酒税法 9 条において「酒類の販売業又は代理業若しくは媒介業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない」と規定されている<sup>(4)</sup>。つまり、酒類の販売業免許は、酒類販売業免許、酒類販売代理業免許、酒類販売媒介業免許の 3 つに免許が区分されるが、このうち酒類販売業免許については法令解釈通達において、酒類小売業免許と酒類卸売業免許の 2 つに区分され、さらに酒類小売業免許については 3 種類、酒類卸売業免許については 8 種類の免許が規定されている（図表 2）。

---

(4) 酒税法 9 条においては、酒類製造者がその免許を受けた製造場において、免許を受けた酒類と同一の品目の酒類を販売する場合、また、自己の営業場において酒類を飲用に供する業（酒類を提供する飲食店など）については、販売業免許は不要とも規定されている。

図表 2 酒類の販売業免許の区分及び種類とその意義

区分とその意義	種類とその意義
<p><b>【酒類小売業免許】</b> 消費者、料飲店営業者等 対し、酒類を継続的に販売 することを認められる免 許</p>	<p><b>【一般酒類小売業免許】</b> 販売場において、原則としてすべての品目の酒類を販 売することができる免許</p>
	<p><b>【通信販売酒類小売業免許】</b> 2 都道府県以上の広範な地域の消費者を対象として、 商品の内容、販売価格その他の条件をカタログを送付す る等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により 売買契約の申込みを受けて酒類を小売することができる 免許</p>
	<p><b>【特殊酒類小売業免許】</b> 酒類の消費者等の特別の必要に応じるため、酒類を販 売することを認められる免許（期限付酒類小売業免許等）</p>
<p><b>【酒類販売業免許】</b> 酒類を継続的に販売す ることを認められる免許 （営利を目的とするかど うか又は特定若しくは不 特定の者に販売するかど うかは問わない。）</p> <p><b>【酒類卸売業免許】</b> 酒類販売業者又は酒類 製造者に対して酒類を継 続的に販売することを認 められる免許</p>	<p><b>【全酒類卸売業免許】</b> 原則としてすべての品目の酒類を卸売することがで きる免許</p>
<p><b>【ビール卸売業免許】</b> ビールを卸売することができる免許</p>	
<p><b>【洋酒卸売業免許】</b> 果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡 酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及 び雑酒のすべて又はこれらの酒類の品目の 1 以上の酒類 を卸売することができる免許</p>	
<p><b>【輸出入酒類卸売業免許】</b> 輸出される酒類、輸入される酒類を卸売することがで きる免許</p>	
<p><b>【店頭販売酒類卸売業免許】</b> 自己の会員である酒類販売業者に対し店頭において 酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法に より酒類を卸売することができる免許</p>	
<p><b>【協同組合員間酒類卸売業免許】</b> 自己が加入する事業協同組合の組合員に対して酒類 を卸売することができる免許</p>	
<p><b>【自己商標酒類卸売業免許】</b> 自らが開発した商標又は銘柄の酒類を卸売するこ とができる免許</p>	
<p><b>【特殊酒類卸売業免許等】</b> 酒類事業者の特別の必要に応ずるため酒類を卸売す ることを認められる免許</p>	
<p><b>【酒類販売代理業免許】</b> 酒類製造者又は酒類販売者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することを認められる免許（営利を目的と するかどうかは問わない。）</p>	
<p><b>【酒類販売媒介業免許】</b> 他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することを認められる免許（取引の相手方の紹介や取引内容の折衝等の 補助行為をいい、営利を目的とするかどうかは問わない。）</p>	

### 3 免許の拒否要件等

前述のとおり、酒類の免許は酒税法 7 条から 9 条において、酒類等の製造や販売業をしようとする者は、製造場または販売場ごとに所轄の税務署長の免許を受けなければならないと規定されている一方で、酒税法 10 条において、税務署長は免許を与えないことができるとされ、1 号から 12 号で拒否要件が規定されている（図表 3）。

要件は大きく「人的要件」、「場所的要件」、「経営基礎要件」、「需給調整要件」、「技術・設備要件」の 5 つに分けられるが、ここで他の要件と比べ抽象的な要件となっているのが需給調整要件である。

需給調整要件については、酒税法 10 条 11 号で「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でない」と認められる場合」と規定されており、「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある」の意義については、法令解釈通達において「新たに酒類の製造免許又は販売業免許を与えたときは、地域的又は全国的に酒類の需給の均衡を破り、その生産及び販売の面に混乱を来し、製造者又は酒類販売業者の経営の基礎を危うくし、ひいては、酒税の保全に悪影響を及ぼすと認められる場合をいう。」とされ、それぞれの免許ごとに具体的な要件を列記している。

なお、免許を与える場合については、酒税法 11 条において、「税務署長は免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、『製造する酒類の数量若しくは範囲』又は『販売する酒類の範囲若しくはその販売方法』につき条件を付することができる。」と規定され、免許を付与する際の条件として、例えば製造免許に製造制限数量を付すことや、販売業免許に「清酒に限る。」などと販売品目に条件を付することができるかとされている。

図表 3 免許の拒否要件

酒税法第10条		製造免許・販売業免許の拒否要件
人的要件	1号	酒税法の免許又はアルコール事業法の許可を取り消された日から3年を経過していない場合（酒類不製造又は不販売によるものを除く。）
	2号	法人の免許取消し等前1年内にその法人の業務執行役員であった者で、当該取消処分の日から3年を経過していない場合
	3号	申請者が未成年でその法定代理人が欠格事由（1，2，7～8号）に該当する場合
	4号	申請者が法人の場合で、その役員が欠格事由（1，2，7～8号）に該当する場合
	5号	製造場又は販売場の支配人が欠格事由（1，2，7～8号）に該当する場合
	6号	免許の申請前2年以内に、国税又は地方税の滞納処分を受けている場合
	7号	国税・地方税に関する法令、酒類業組合法若しくはアルコール事業法の規定により罰金刑に処せられ、又は国税通則法等の規定により通告処分を受け、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
	7号の2	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等適正化法（20歳未満の者に対する酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員不当行為防止法、刑法（傷害、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任等に限る。）暴力行為等処罰法により、罰金刑が処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
	8号	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過していない場合
	10号	破産者手続き開始の決定を受けて復権を得ていない場合
場所的要件	9号	正当な理由なく取締り上不相当と認められる場所に製造場又は販売場を設置する場合（酒類の製造場又は販売場、酒場、料理店等と同一の場所等）
経営基礎要件	10号	経営の基盤が薄弱であると認められる場合（国税・地方税の滞納、銀行取引停止処分、繰越損失の資本金超過、酒類の適正な販売管理体制の構築が明らかでない等）
需給調整要件	11号	酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため免許を与えることが適当でないとして認められる場合
技術・設備要件	12号	酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設置が不十分と認められる場合

## 第 2 節 需給調整要件

### 1 需給調整要件の目的

酒類製造免許制度は、製造者の濫立等による過当競争を防止し、酒税収入の確保を図る目的で採用されており、免許付与に制限を与えず製造業者を増やすと酒類の製造者が濫立して過当競争などが行われるなどで酒類の需給の均衡を破り、酒税の保全に支障を来すおそれがあることから、免許制度の目的である酒税の保全を担保するために需給調整要件が規定されている。

また、酒税は間接税であるため、最終的には消費者が負担することが予定されており、流通経路を通じた転嫁がなされて初めて酒類製造者の納税が可能となる仕組みを採用していることを踏まえ、流通過程に入った酒類に係る酒税の転嫁が容易に、かつ、確実に行われるよう、酒類の販売業についても「中間徴収機関」としての機能を果たすものとして免許制が採用され、酒類製造免許と同様に、免許制度の目的である酒税の保全を担保するために需給調整要件が規定されている。

なお、酒類の保全を担保するものとしては、免許制度のほか、酒税法で保全担保制度<sup>(5)</sup>が規定されており、また、補完するものとして酒類業組合法<sup>(6)</sup>や清酒業等安定法<sup>(7)</sup>がある。

- 
- (5) 酒税法 31 条で「酒税の保全のため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、酒類製造者に対し、金額及び期間を指定し、酒税につき担保の提供を命ずることができる。」と規定され、「酒税の保全のため必要があると認められるとき」については、法令解釈通達により具体的に列記している。
- (6) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）」：酒税の保全及び酒類業界の安定のため、酒類業者が組合を設立して酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業を行うことができるとするとともに、政府が酒類業者等に対して必要な措置を講ずることができるようにし、もって酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に制定された。
- (7) 「清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和 45 年法律第 77 号）」：清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経済的諸条件等の著しい変化に対処して、製造資金の融通の円滑化並びに清酒製造業等の設備合理化を図るため、中央会の事業の範囲を拡大するとともにこれに伴う措置を講ずることにより、清酒製造業者等の経営基盤の安定及び酒税の確保に資することを目的に制定された。

## 2 酒類の製造免許における需給調整要件

酒類の製造免許における需給調整要件については、法令解釈通達において、次に掲げる酒類について要件に該当する場合に限り製造免許を付与できると規定されている。

品目で見ると、以下のとおり、清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、原料用アルコールと、17 品目のうち 6 品目に要件を付しており、それぞれの要件を見ると、輸出用清酒、特産品焼酎及び地場産米使用みりんを除く項目については、例えば清酒の製造免許では「清酒製造者が…」など、既に免許を保有している酒類製造業者のみが要件を満たす規定となっている。

### (1) 清酒

- イ 清酒製造者が、企業合理化を図るために新たに製造場を設置して清酒を製造しようとする場合
- ロ 2 以上の清酒製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して清酒を共同製造しようとする場合
- ハ 清酒製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置して清酒を製造しようとする場合
- ニ 共同してびん詰めすることを目的として設立された清酒製造者が主となって組織する法人の蔵置場又は自己のびん詰等のための蔵置場に未納税移入した清酒に、炭酸ガス又は炭酸水を加え、発泡性を持たせた清酒を製造しようとする場合
- ホ 輸出するために清酒を製造しようとする場合

### (2) 合成清酒

- イ 合成清酒製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置して合成清酒を製造しようとする場合
- ロ 2 以上の合成清酒製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して合成清酒を共同製造しようとする場合
- ハ 合成清酒製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製

造場を設置して合成清酒を製造しようとする場合

(3) 連続式蒸留焼酎

- イ 連続式蒸留焼酎製造者が企業合理化を図るため新たに製造場を設置して連続式蒸留焼酎を製造しようとする場合
- ロ 2 以上の連続式蒸留焼酎製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して連続式蒸留焼酎を共同製造しようとする場合
- ハ 連続式蒸留焼酎製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置して連続式蒸留焼酎を製造しようとする場合

(4) 単式蒸留焼酎

- イ かす取り焼酎
  - (イ) 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場において単式蒸留焼酎を製造しようとする場合
  - (ロ) 2 以上の清酒製造者が、新たに法人を組織して、その構成員である清酒製造者の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、新たに製造場を設置して単式蒸留焼酎を製造しようとする場合
- ロ 特産品焼酎
 

製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものと認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する
- ハ その他の焼酎
  - (イ) その他の焼酎製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してその他の焼酎を製造しようとする場合
  - (ロ) 2 以上のその他の焼酎製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他の焼酎を共同製造しようとする場合

(ハ) その他の焼酎製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他の焼酎を製造しようとする場合

(5) みりん

イ 地場産米使用みりん

製造しようとする酒類が、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されていると認められる場合には、申請に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与の可否を決定する

ロ その他のみりん

(イ) その他のみりん製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織してみりんを製造しようとする場合

(ロ) 2以上のその他のみりん製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他のみりんを共同製造しようとする場合

(ハ) その他のみりん製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他のみりんを製造しようとする場合

(6) 原料用アルコール

イ 原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織して原料用アルコールを製造しようとする場合

ロ 2以上の連続式蒸留焼酎製造者又は2以上の原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを共同製造しようとする場合

ハ 原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを製造しようとする場合

ニ 製造者が、酒類の製造のために連続式蒸留機を設置している製造場において原料用アルコールを製造しようとする場合

### 3 酒類の販売業免許における需給調整要件

(1) 酒類小売業免許の需給調整要件

酒類小売業免許の需給調整要件については、法令解釈通達において一般酒類小売業免許と通信販売酒類小売業免許について要件が列記されている。

一般酒類小売業免許の需給調整要件については、過去には人口基準<sup>(8)</sup>や距離基準<sup>(9)</sup>が定められており、免許可能件数が限定されていたが、人口基準、距離基準は廃止された現在も需給調整要件の規定はあるものの、大きな規制は行われていない。

しかしながら、通信販売酒類小売業免許については、取り扱える酒類は輸入酒や一般の酒販店では通常購入することができない地酒などで、例えば、大手メーカーが製造するビールなど、需要の多い酒類は販売をすることができない規定となっている。

#### イ 一般酒類小売業免許

次のいずれかに該当する者には、当分の間免許を付与等しない。

- (イ) 設立の趣旨からみて販売先が原則としてその構成員に特定されている法人又は団体<sup>(10)</sup>。
- (ロ) 酒場、旅館、料理等酒類を取り扱う接客業者（接客業者の組合員を含む。）<sup>(11)</sup>。

- 
- (8) 人口基準とは、地域（大都市部・地方都市部・町村部）ごとに定められた基準人口に1場の免許枠を認める要件である。計算式は、「免許枠＝人口／基準人口－既存免許店数」で、廃止直前の基準人口は、大都市部 1,500 人、中都市部 1,000 人、町村部 750 人と規定されていた。
  - (9) 距離基準は、地域ごとに定められた申請販売場と既存販売場との距離を超えることを要件としている。廃止直前は申請販売場と既存販売場との間の距離が、大都市部 100 メートル（人口 30 万人以上の都市の国税局長が指定する主要駅から 500 メートル以内にある商業地域については 50 メートル）、中都市部 100 メートル、町村部 150 メートル以上と規定されていた。
  - (10) ただし書きで、「その法人又は団体の申請等販売場の所在地の周辺地域内に居住している住民の大半が、これらの法人又は団体の構成員となっている場合で、その近辺に一般酒類小売販売場がなく、消費者の酒類の購入に不便であり酒類の需給状況からみてこれらの者に免許を付与等する必要がある、かつ、これらの者が酒類小売業を営んでも、適正な酒類の取引を損なうおそれがないと認められるときはこの限りではない。」と定められている。
  - (11) ただし書きで、「国税局長において免許を付与等することについて支障がないと認めた場合を除く。」と定められている。

ロ 通信販売酒類小売業免許

販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与等する。

(イ) 国産酒類のうち、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て 3,000 キロリットル未満である製造者（以下「特定製造者」という。）が製造・販売する酒類。

(ロ) 国産酒類のうち、地方の特産品を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が 3,000 キロリットル未満である酒類。

(ハ) 輸入酒類

(2) 酒類卸売業免許における需給調整要件

酒類卸売業免許の需給調整要件については、全酒類卸売業免許とビール卸売業免許について、都道府県を一単位とした卸売販売地域ごとに図表 4 の計算式で免許可能件数を算出するといった要件が規定されており、いずれの免許も、毎年、当該算式で都道府県ごとの免許可能件数を示し、公開抽選によって免許の審査順位を決定しているが、多くの都道府県で免許可能件数が毎年 1 件程度となっていることから免許取得は狭き門となっている。

図表 4 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の免許可能件数計算式

○ 全酒類卸売業免許

$$\frac{\left( \begin{array}{cc} \text{卸 売} & \text{大規模卸売販売} \\ \text{総 数 量} & \text{場の卸売数量} \end{array} \right) \times \text{増減率}}{3,400 \text{ k}\ell} - \left( \begin{array}{cc} \text{卸売販売} & \text{大規模卸売} \\ \text{場 数} & \text{販売場数} \end{array} \right)$$

(注)

- 1 卸売販売場とは、卸売販売地域内に所在する全酒類卸売業免許を付与された販売場をいう。
- 2 大規模卸売販売場とは、直近 1 年間における卸売販売数量が 20,000 kℓ以上の数量の卸売実績を有する卸売販売場をいう。
- 3 卸売総数量とは、卸売販売地域内に所在する卸売販売場の直近 1 年間における卸売販売数量の合計をいう。
- 4 増減率とは、卸売販売地域内における直近 1 年間の酒類消費数量のその前 1 年間の酒類消費数量に対する割合をいう。

○ ビール卸売業免許

$$\frac{\left( \begin{array}{cc} \text{ビール卸売} & \text{大規模ビール卸売} \\ \text{総 数 量} & \text{販売場の卸売数量} \end{array} \right) \times \text{増減率}}{1,400 \text{ k}\ell} - \left( \begin{array}{cc} \text{ビール卸売} & \text{大規模ビール} \\ \text{販 売 場 数} & \text{卸売販売場数} \end{array} \right)$$

(注)

- 1 ビール卸売販売場とは、卸売販売地域内に所在する全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許を付与された販売場をいう。
- 2 大規模ビール卸売販売場とは、直近 1 年間における卸売販売数量が 10,000 kℓ以上の数量の卸売実績を有するビール卸売販売場をいう。
- 3 ビール卸売総数量とは、卸売販売地域内に所在するビール卸売販売場の直近 1 年間における卸売販売数量の合計をいう。
- 4 増減率とは、卸売販売地域内における直近 1 年間のビール消費数量のその前 1 年間のビール消費数量に対する割合をいう。

## 第 2 章 免許制度における規制緩和

競争産業において、過度な競争防止の観点から規制官庁が需要と供給のバランスを見て、新規企業の参入を制限することを一般的に需給調整条項による参入規制という<sup>(12)</sup>が、酒税法においても酒税の適正かつ確実な賦課徴収を目的に、酒税法 10 条 11 号において、「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でない」と認められる場合には、税務署長は免許を与えないことができる。」と定め、需給調整要件による参入規制を行っている。

しかしながら、需給調整による規制は往々にして行政の裁量により、既存の業界の安定を守る方向に用いられることや、需給状況の判断を名目に他の目的で申請者を排除するために用いられることが問題となる<sup>(13)</sup>ことなどから、政府はこれまでも行政改革委員会等において、各分野で行われている需給調整による規制の緩和に向けて議論を行ってきたところであり、酒類免許においても、一部ではあるが法令解釈通達の改正等で需給調整要件の緩和の取組みが行われている。

本章ではこれまでの酒類免許の需給調整要件に係る規制緩和の状況等について概観する。

### 第 1 節 これまでの規制緩和についての提言等

これまで行われた答申や閣議決定等における需給調整要件に関する主な意見等は次のとおりである。

#### 1 第 3 次行革審答申（平成 4 年 6 月 19 日臨時行政改革審議会）

第 3 次行革答申において、「消費者重視の政策の確立を基本的な考え方とし、

---

(12) 植草益『公的規制の経済学』31 項（NTT 出版、2000）。

(13) 行政改革委員会平成 9 年 12 月「最終意見」。

そのためには、国民生活や企業活動に様々な制約や負担をもたらしている公的規制を思い切って緩和することなどを重視し、国民生活に関連の深い分野における経済的規制の緩和について、競争的産業における需給調整の視点からの参入・設備規制については、原則として 10 年以内のできるだけ早い時期に廃止の方向で検討する。」「このような方向での改革は、これまでの規制を前提として形成されてきた社会システムや当該産業の秩序を大きく変えることになる。国民生活に関連の深い事業について、急激な変化に伴う混乱等をできるだけ回避するため段階的にかつ着実に緩和を図ることとし、酒類の販売業免許の取扱いについては、現在進められている緩和方向を着実に実施するとともに、消費者重視の観点を踏まえ、酒類の商品特性にも考慮しつつ、今後とも酒類の流通実態の推移に応じた適正な運用を図る。酒類の製造免許についても、同様の視点から運用基準を見直す。」との意見が述べられた。

## 2 行政改革委員会での最終意見（平成 9 年 12 月 12 日）

行政改革委員会の最終意見の中では、「これまでの議論において『経済的規制については原則自由、規制は例外的な場合のみとし、かつ社会的規制については、本来の政策目的に沿った必要最小限のものとする。』『競争的産業における需給調整の視点からの参入・設備規制については、事業の内容・性格等を勘案しつつ、特別な場合を除き廃止の方向に向かうよう努める。』などといった答申があったところ、現在に至るまで、政府による全体的な需給調整規制撤廃の取組みは行われていない。今後政府において、委員会の問題意識を踏まえ、各規制の趣旨について検討を行い、需給調整条項であるが社会的意義が希薄になっている規制については廃止するなど、累次の閣議決定に沿って所要の措置を講ずることを強く求める。」との意見が述べられた。

また、各論として、「酒類の製造免許については、運用面で実際に需給調整が行われているのは、中小企業の多い清酒及び焼酎等の製造者であり、結果として中小企業保護となっているおそれがあると考えられる。酒税の保全の観点から、需給調整要件も必要との考え方があるが、一般に需給調整規制は

行政の裁量を広く認めるため弊害が多く、既存企業保護を介する手法の効率にも疑問がある。また、酒税の保全のためには、逆に新規参入を促し、産業全体としての活性化を図るほうが適切であると考えられる。」との意見が述べられた。

### 3 規制緩和推進 3 年計画（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定）

これまでの議論を踏まえ、規制緩和推進 3 年計画が閣議決定され、その中で、「政府は事前規制型の行政から事後チェック型の行政への転換、各省庁が所管する規制の横断的見直しなどの方向を明確にし、需給調整規制については、『経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限』との原則の下、撤廃の方向で見直す」との方向性が示された。

### 4 規制緩和についての第 1 次見解（平成 10 年 12 月 15 日行政改革推進本部規制緩和委員会）

行政改革推進本部規制緩和委員会における規制緩和推進 3 年計画のこれまでの実施の評価として、これまでに示された需給調整規制の撤廃の考えの下、一部の需給調整規制の廃止や廃止の方向での動きについてを評価をしつつ、「残された問題として、酒類製造免許を含む 17 の分野について、閣議決定及び規制緩和推進 3 年計画に沿って所要の措置が講じられることを強く求める。」と提言された。

また、各論として、「酒類の製造免許については、実際に需給調整が行われているのは、需要が低迷し、また、中小企業の多い酒類の製造業であり、結果として中小企業保護となっているおそれがあると考えられる。酒税は財政上重要な地位を占め、かつ、高率な負担を求めていることに鑑み、酒税の保全の観点から、その納税義務者たる酒類製造者について需給調整も必要との考え方があるが、一般に需給調整規制は行政の裁量を広く認めるため弊害が多く、既存企業保護を介する目的に対して合理的・効率のかという点に大いに疑問がある。また、産業としての酒類製造業を考えると、このままでは

いたずらに衰退の道を歩むという危惧がある。酒税の保全のためにも、産業としての酒類製造業の健全な発展のためにも、新規参入を促し、産業全体としての活性化を図るほうが適切であるとも考えられる。従って、これらの酒類の需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直すべきである。なお、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指すべきである。また、上記以外の酒類について、今後、新たに需給調整を行うことは、厳に慎むべきである。」との意見が述べられた。

## 5 規制・制度改革係の方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）

平成 22 年 7 月に開催された日・EU EPA（経済連携協定）に向けた合同ハイレベル・グループ会合において、EU 側から提示された非関税措置（関税以外の輸入阻害をもたらす制度、措置等）のサンプル 27 件のうちの 1 つとして酒類卸売業免許が挙げられ、EU 側から「全酒類卸売業免許の需給調整要件は問題である。」との指摘を受けた。これを受けて、酒類卸売業免許制度が行政刷新会議における規制・制度改革分科会の検討項目の一つとして挙げられ、議論が行われた結果、「規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）」において、「酒類の卸売業免許の要件緩和の一つとして、酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和（免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、結論を得る。」との方向性が示された。

## 第 2 節 規制緩和への取組状況

前節で記載したこれまでの答申での意見や閣議決定等を踏まえて実施された需給調整要件の緩和については以下のとおりである。

## 1 酒類製造免許における需給調整要件の緩和

(1) しょうちゅう乙類（現：単式蒸留焼酎）製造免許の需給調整要件の緩和  
それまでのしょうちゅう乙類製造免許の需給調整要件では、かす取り焼酎とその他の焼酎に区分し、免許の付与は、かす取り焼酎については、清酒製造者が企業合理化を図るため新たに製造場を設置する場合、その他の焼酎については、その他の焼酎製造者が企業合理化を図るため新たに製造場を設置する場合などに限られていたが、平成 18 年 1 月 23 日から、区分に特産品焼酎を新設し、製造しようとする酒類が特産品の特性を有し、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されていると認められる場合には免許を付与すると改正された<sup>(14)</sup>。

(2) みりん製造免許の需給調整要件の緩和

それまでのみりん製造免許の需給調整要件は、みりん製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置する場合などに限られていたが、平成 23 年 4 月 28 日から、地場産米使用みりん（申請製造場の所在する地域で生産された米を主原料と製造するもの）についてのみ、製造しようとする酒類が、その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与できると改正された。

(3) 構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）による単式蒸留焼酎製造免許の需給調整要件の緩和

平成 29 年 9 月 22 日から、特区法により定められた構造改革特別区域内において地方公共団体の長により地域の特産品として指定された農産物、水産物又は加工品で、当該区域内で生産等されたものを原料として製造しようとする単式蒸留焼酎については、酒税法 7 条 2 項に規定された最低製造数量の基準である 10 キロリットルは適用されないこととなり、さらに需給調整要件についても一部例外はあるが適用されないこととなった。

(4) 清酒製造免許の需給調整要件の緩和（輸出用清酒製造免許の新設）

---

(14) 「その製造及び販売見込数量から販売先が申請地域に限定されると認められる場合には」の文言は、令和 2 年 4 月 24 日以降、外されている。

清酒の輸出拡大に向けた取組み等を後押しするため、輸出用清酒製造免許を新たに設け、当該免許については最低製造数量基準の適用を除外するとともに、法令解釈通達において、需給調整要件に掲げる免許付与ができるものに「輸出するために清酒を製造しようとする場合」を追記することで新規免許取得が可能となり、令和 3 年 4 月 1 日から免許申請書の受付が開始された。

## 2 酒類販売業免許における需給調整要件の緩和

### (1) 酒類小売業免許における「人口基準」、「距離基準」の廃止

規制緩和推進 3 か年計画（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定）<sup>(15)</sup>を受けて、酒類小売業免許については、これまであった「人口基準」について平成 10 年 9 月から段階的な緩和を行い、平成 15 年 9 月をもって廃止された。また「距離基準」については平成 13 年 1 日をもって廃止<sup>(16)</sup>された。

なお、これらの廃止により、競争激化地域で営業が困難となる小売業者が出ることも想定されたことから、当該地域の小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化を目的に、平成 15 年 4 月、議員立法により「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成 15 年法律第 34 号）」が 2 年間の時限立法として制定され、平成 18 年 8 月までの間、申請に基づき税務署長が指定した地域<sup>(17)</sup>においては、酒類小売業免許の新たな付与と他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可は行わないこととされた。

- 
- (15) 平成 11 年 3 月、平成 12 年 3 月に改訂された規制緩和推進 3 か年計画においても、酒類小売業免許の需給調整要件緩和については同様の閣議決定がなされている。
- (16) 距離基準については規制緩和推進 3 か年計画（平成 10 年 3 月閣議決定）において平成 12 年 9 月の廃止が決定していたが、平成 12 年 8 月の追加の閣議決定で平成 13 年 1 月 1 日の廃止となった。
- (17) 指定した地域を緊急調整地域といい、指定要件としては、①供給過剰要件、②酒類販売業継続困難要件、③経営改善計画提出要件があり、平成 16 年 8 月「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づく緊急調整地域の指定の公告等について（国税庁）」によると、平成 16 免許年度において指定された緊急調整地域は 1,274 地域であり、全体の 37.7%であった。なお、2 年間の時限立法で当初は平成 17 年 8 月までであったが、その後、1 年間延長されている。

(2) 酒類卸売業免許における免許可能件数の計算方法の変更

「規制・制度改革に係る方針(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)」を受けて、平成 24 年 9 月 1 日から全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の免許可能件数に係る計算方法の変更が行われた。具体的には従来<sup>18)</sup>の計算式を維持した上で、卸売販売地域の単位を税務署の管轄区域から都道府県単位への拡大と大規模卸売販売場の判定基準等の変更が行われた。さらに、当分の間、計算式により「免許可能件数が 1 に満たない時には 1 とする」との記載追加が行われた<sup>18)</sup>。

(3) 通信販売小売業免許における通信販売できる酒類の範囲を追加

第 9 回国家戦略特別区域諮問会議(平成 26 年 10 月 10 日)において取りまとめられた「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中で、「地方の特産品等の販売拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が 3,000 キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和する。」ことについて、速やかに全国規模の規制改革を進めることとされた。これを受けて、これまで需給調整要件により、通信販売できる酒類については酒類の品目ごとの課税移出数量が全て 3,000 キロリットル未満である製造者が製造販売する酒類に限られていたところを、平成 27 年 3 月 11 日から「地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品に限る。)を原料として特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が 3,000 キロリットル未満である酒類」が追加されたことで、地方の特産品等を原料とした酒類が一部ではあるが通信販売できることとなった。

---

(18) 平成 24 年 6 月 1 日付法令解釈通達の一部改正によるが、同改正においてこのほかの要件緩和として、①経営基礎要件における基準数量の引下げ及び廃止、②新たな免許区分の新設(店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許、自己商標酒類卸売業免許、特殊酒類卸売業免許)が行われた。

## 第 3 章 需給調整要件の必要性の検討

酒類免許制度における需給調整要件は、酒類免許制度の制度目的である酒税の保全のためには酒類の製造者及び販売業者の濫立を防止し、もって経営の健全化・業界の安定を確保することが必要とされ、そのため、需給の均衡を維持するために不可欠として規定されたものである。しかしながら、需給調整のための参入規制については、一般的に市場への新規参入を阻害し、消費者の利益の向上や流通の合理化等を妨げるといった問題などが広く指摘されており<sup>(19)</sup>、政府はこれまでも規制緩和と推進 3 年計画等により規制緩和の推進を図り、酒類免許制度における需給調整要件についても規制緩和が行われてきたところではあるが、一部の免許の需給調整要件については、当時の検討において「必要」という判断で現在まで維持されている。

しかしながら、検討当時と比較すると今日の経済社会はもちろん、酒類業界の状況等も変化している。そういったことから規制緩和と推進 3 年計画でも示された「経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限」との原則の下、当時緩和を行わなかった需給調整要件について、再度、緩和・廃止等を含め検討を行ってもいいのではないかと考える。

本章においては、未だ需給調整要件により参入規制が行われている「酒類製造免許」、「酒類卸売業免許」及び「通信販売小売業免許」について、前章までで概観した酒類免許制度の概要や、これまでに行われた規制緩和の状況等も踏まえながら、今日における需給調整要件の在り方について考察する。

### 第 1 節 これまでの規制緩和の評価

#### 1 酒類製造免許

酒類製造免許については、規制緩和と推進 3 年計画においては「需給状況

---

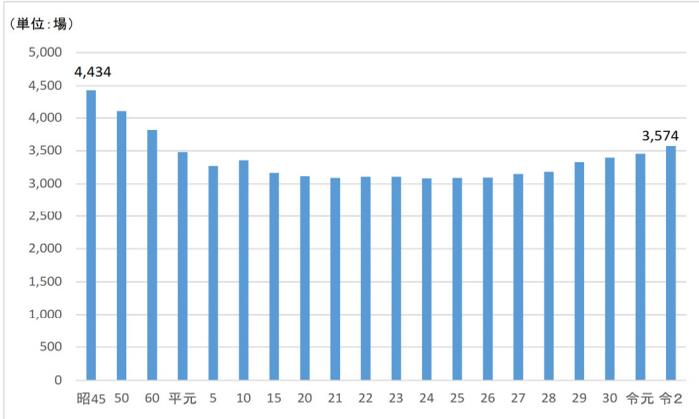
(19) 中央酒類審議会基本問題部会「酒類免許制度等の在り方について」流通情報 338 号 33 項 (1997)。

の好転が認められる場合には需給調整要件の廃止の方向で見直す。」に留まり、大きな規制緩和は行われなかった。その後、特産品焼酎（単式蒸留焼酎）や地場産米使用みりんについて需給調整要件の不適用などの改正が行われたが、地域や原材料などが限定された緩和である。また、最近になって日本酒の輸出拡大に向けた取組み等を後押しする観点から、需給調整要件や最低製造数量を適用除外とした輸出用清酒製造免許を新設し、令和 3 年 4 月 1 日から免許申請書の受付が開始された。しかしながら、当該免許は輸出用清酒の製造に限定されていることから国内市場には参入できない。

そのため、いまだ清酒等の製造免許の新規付与は閉ざされている状況であり、清酒製造業界では近年、廃業した酒類製造業者を買い取っての起業や事業承継といった形での新規参入が見られるほか、海外における醸造所の立ち上げなどが数多く行われている。

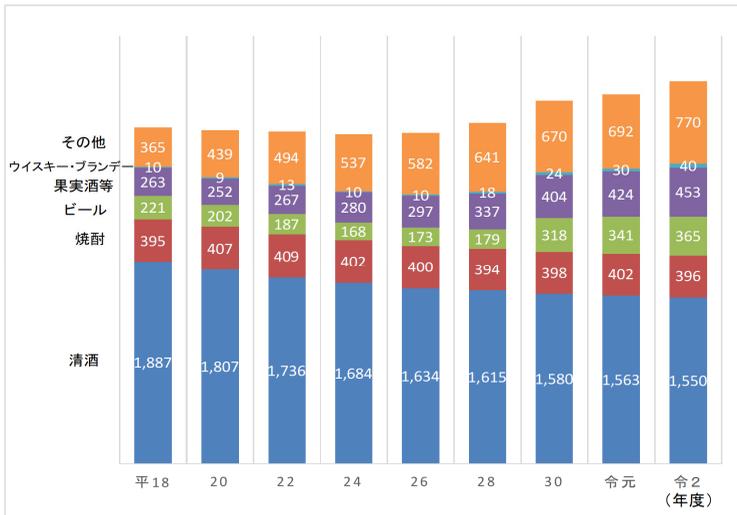
なお、酒類製造免許場数の推移（図表 5）を見ると、平成 20 年台半ば以降から増加傾向にあるが、これは、ビール・果実酒・ウイスキーなど需給調整要件による参入規制が設けられていない酒類免許場数の増加が要因であり、酒類の中で免許場数の半数近くを占め、需給調整要件による参入規制がある清酒の免許場数については連年減少を続けている（図表 6）。

図表 5 酒類等製造免許場数の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

図表 6 品目別製造免許場数の推移



(注) 複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い品目で計上  
 (出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

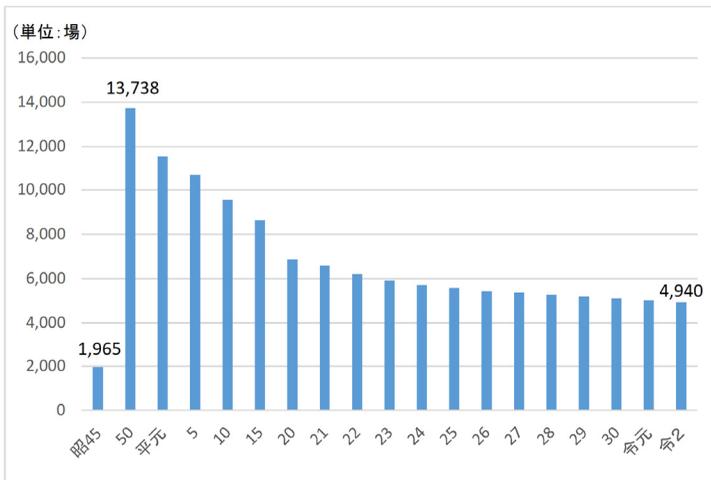
## 2 酒類販売業免許

### (1) 酒類卸売業免許

酒類卸売業免許については、需給調整要件により新規免許付与が制限されている全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許とともに平成 24 年 9 月に免許可能件数の計算方法の変更が行われた。しかしながら、計算式の変更によって免許可能件数が大幅に増えるような改正となっていないことから免許場数の推移(図表 7)を見ても、改正後も免許場数は減少傾向にある<sup>(20)</sup>。

一方で新規免許取得の申請状況を見てみると、特に都市部では未だ免許可能件数よりも申請件数が多い状況となっており、新規参入のニーズが少なからずあることは認められる(図表 8)。

図表 7 全酒類卸売業免許場数の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

(20) 昭和 45 年から昭和 50 年における免許場数の増加は、昭和 47 年 5 月の沖縄復帰により、復帰前に販売業免許を受けていた者については、酒税法上の販売業免許をうけたものとみなすとされ、みなされた販売業免許については、条件が付されていないことから、統計上、卸売業免許にカウントされたためである。

図表 8 東京国税局管内の令和 3 免許年度における申請等の状況

## ○ 全酒類卸売業免許

都道府県	免許可能件数	抽選対象申請書等の件数
千葉県	1 件	6 件
東京都	3 件	28 件
神奈川県	1 件	5 件
山梨県	1 件	3 件

## ○ ビール卸売業免許

都道府県	免許可能件数	抽選対象申請書等の件数
千葉県	1 件	0 件
東京都	1 件	8 件
神奈川県	1 件	1 件
山梨県	1 件	0 件

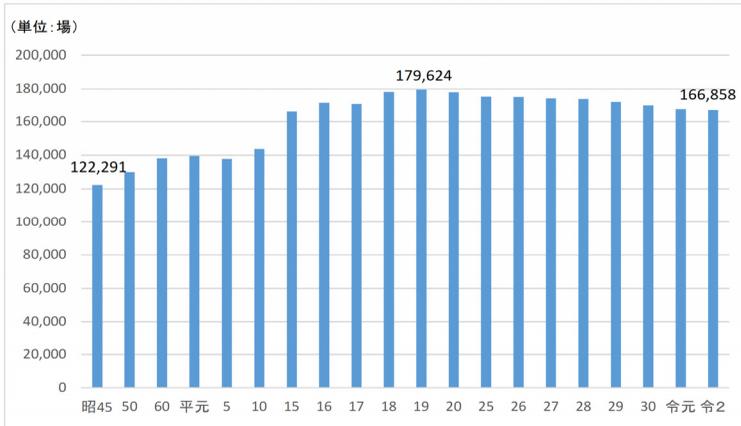
(出所) 国税庁ホームページ「お酒に関する情報」を基に作成

## (2) 酒類小売業免許

酒類小売業免許については、平成 10 年以降、需給調整要件にあった「人口基準」と「距離基準」の廃止により事実上の自由化となり、多くの新規事業者が酒類小売業界に参入したことで、免許場数は平成 19 年度には 179,624 場まで増加がみられたが、その後の免許場数は緩やかな減少傾向にある(図表 9)。これは、規制緩和によりスーパーマーケットやコンビニエンスストア、また、薬品、家庭電化製品、ホーム用品等の量販店などが続々と新規参入した煽りを受けて、これまで販売場の多くを占めていた一般酒販店、いわゆる街の酒屋が大きく減少したことが主な要因と考えられ、平成 17 年には約 71,000 場で小売免許場数の 78.8%を占めていた一般酒販店は、令和元年には約 36,000 場と全体の 23.4%まで減少している(図表 10)。

酒類小売業界は、規制緩和により新規参入が積極的に行われ、特に新業態店の大幅な参入により、市場が活性化し、消費者サービスの向上へつながったと考えられるが、一方で競争に参加できない一般の酒販店の退出が進むなど、酒類小売業界は大きな変化を遂げた。

図表 9 全酒類小売業免許場数の推移



(出所) 国税庁：「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

図表 10 販売場数の業態別構成比

区 分	平成 7 年度	平成 17 年度	令和元年度
一般酒販店	78.8%	49.3%	23.4%
コンビニエンスストア	11.8%	25.4%	35.4%
スーパーマーケット	4.7%	11.4%	13.3%
百貨店	0.4%	0.3%	0.3%
量販店 (ディスカウントストア等)	—	1.6%	2.1%
業務用卸主体店	—	0.6%	1.9%
ホームセンター・ドラッグストア	—	2.1%	9.9%
その他	4.7%	9.1%	13.7%

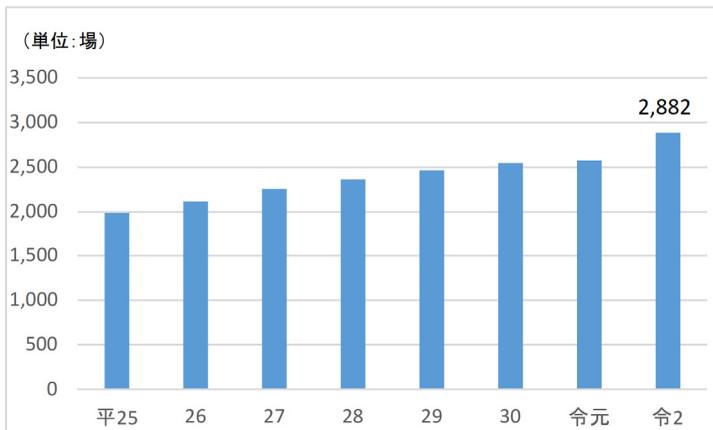
(出所) 国税庁「酒類小売業者経営実態調査」、「酒類小売業者の概況」から作成

## (3) 通信販売小売業免許

通信販売小売業免許における規制は、酒類製造免許や酒類卸売業免許のような免許取得の規制ではなく、需給調整要件により、販売できる酒類を一般の酒販店で通常入手することのできない課税移出数量が一定以下の国産酒及び高級輸入酒に限定することで、大手メーカーのビールなどの一般的な酒類の販売を規制するものである。

通信販売の市場規模の拡大から免許場数も年々増加しているところではあるが、平成 27 年 3 月の地方の特産品を原料とした酒類が取り扱えるといった需給調整要件の緩和による免許場数の大きな変化は見られない（図表 11）。これは、現在も酒販店に一般的にあるような需要の多い酒類を取り扱えないことが一因となっているのではないかと考えられ、平成 27 年の改正後も内閣府の規制改革ホットラインにも通信販売小売業免許の需給調整要件の緩和の提言が行われている状況である。

図表 11 通信販売小売業免許場数の推移



(出所)「国税庁統計年報」を基に作成

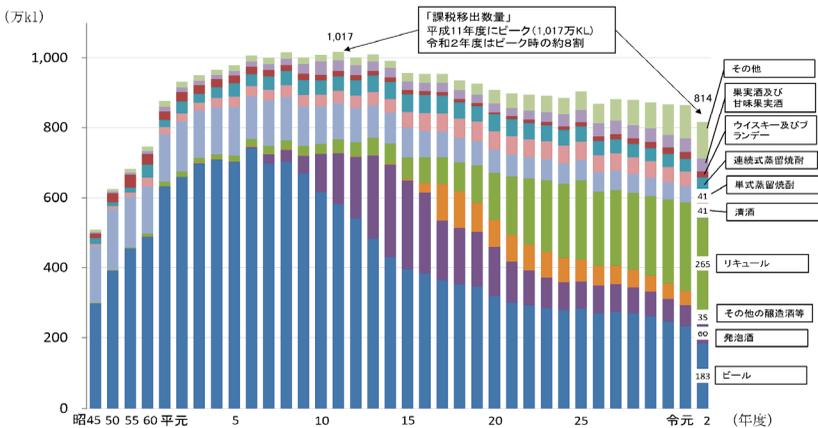
## 第 2 節 酒類市場の現状等

### 1 酒類市場の状況

我が国の酒類の国内市場は、少子高齢化や人口減少等による人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、酒類の消費量が中長期的に縮小してきている。このような状況の変化を背景に、近年の酒類の課税移出数量は、平成 11 年の 1,017 万キロリットルをピークに減少傾向であり、令和 2 年は 814 万キロリットルとなっている。

なお、各酒類の課税移出数量の構成比率の推移を見ると、特にビールの課税移出数量が大きく減少しているが、これは、ビールから低価格の発泡酒やチューハイ、ビールに類似した酒類に消費が移行していることが一因と考えられている<sup>(21)</sup> (図表 12)。

図表 12 酒類課税出数量の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」

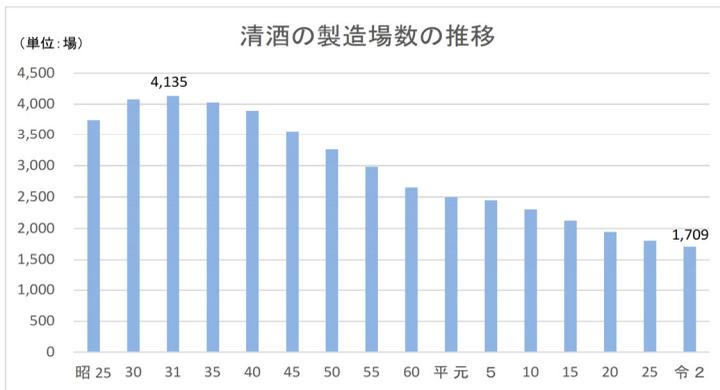
(21) 国税庁課税部酒税課・輸出促進室「令和 4 年 3 月酒のしおり」2、3 項。

## 2 清酒製造業界の状況

酒類製造場数の半数近くを占め、需給調整要件により新規参入が制限されている清酒製造業を見ると、令和 2 年の清酒の製造場数は 1,709 場と昭和 31 の 4,135 場をピークに減少傾向である（図表 13）。

また、国税庁で行ったアンケート調査によると、清酒製造事業者の 99.6% が個人事業を含む中小企業で構成され、51.2% の事業者が欠損もしくは低収益の事業者であることがわかる（図表 14）。

図表 13 清酒の製造場数の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

※ 一の製造場で複数の製造免許を有しているものも含め、清酒の製造免許を有しているものをすべて抽出。

図表 14 清酒製造業の「企業区別事業者数」及び「欠損・低収益事業者数」

事業者数	企業区別		
	大企業	中小企業	個人事業者
1,252	5 (0.4%)	1,203 (96.1%)	44 (3.5%)

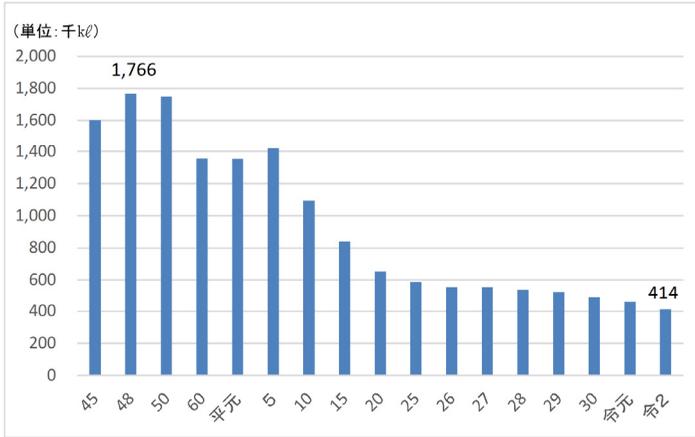
事業者数	欠損又は低収益事業者		
		欠損	低収益
1,252	641 (51.2%)	522 (41.7%)	119 (9.5%)

(出所) 国税庁：令和 3 年 10 月酒類製造業及び酒類卸売業の概況

令和 2 年 1 月 1 日現在、酒類製造業免許を有する全ての者を対象としてアンケート調査を実施。アンケートの回答率は酒類卸売業者を含め 76.6%である。

さらに、清酒の課税移出数量の推移(図表 15)を見ると、昭和 48 年の 1,766 千キロリットルをピークに減少を続け、令和 2 年には 414 万キロリットルまで大きく減少しており、清酒製造業界は厳しい状況であることがわかる。一方で清酒のタイプ別の課税移出数量の推移(図表 16)を見ると、普通酒が大きく減少し、純米酒及び純米吟醸酒については緩やかではあるが年々増加傾向にある。こうした高付加価値の商品の需要の高まりから清酒の出荷単価は平成 25 年以降、特に増加基調となっている(図表 17)。

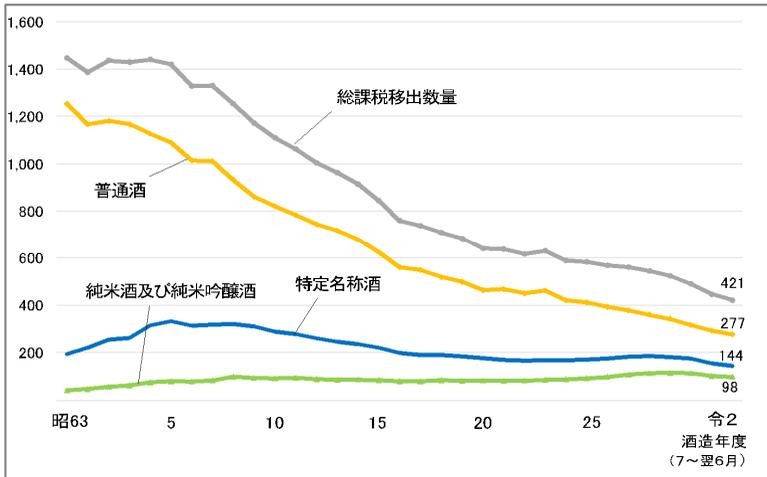
図表 15 清酒の課税移出数量の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

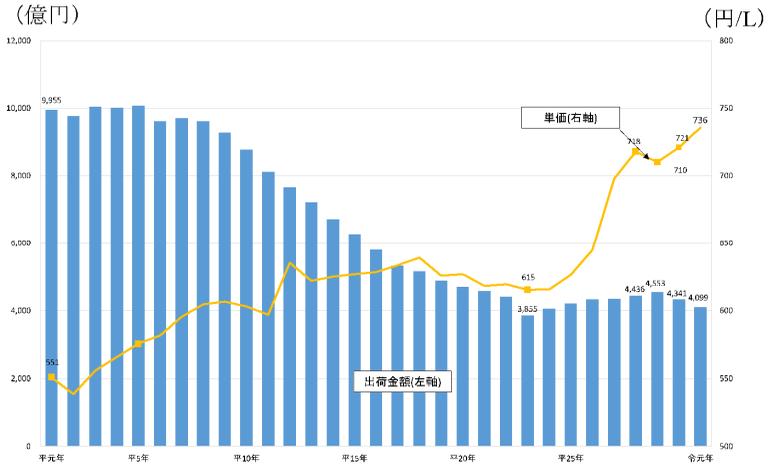
図表 16 清酒のタイプ別課税移出数量の推移

(単位:千キロリットル)



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」

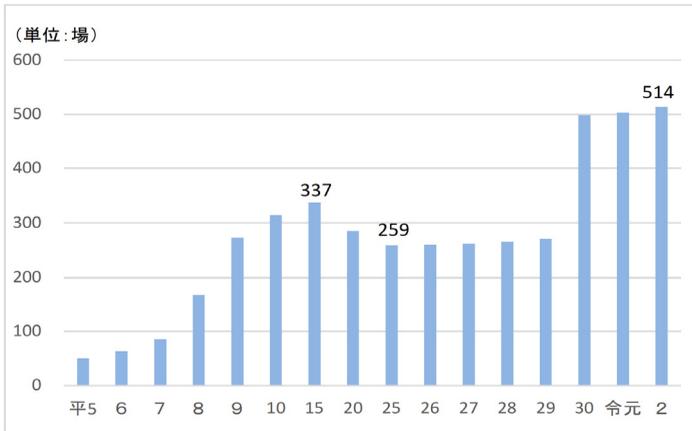
図表 17 清酒製造業の出荷金額と単価の推移



げ、クラフトビールの国際コンクールで日本のクラフトビールが金賞を受賞したことを皮切りに、毎年、国内外のコンクールにおける受賞が続いていることや、世界的なクラフトビール・ブームも手伝い<sup>(22)</sup>、製造場数は平成 26 年度以降、再び増加に転じている<sup>(23)</sup>。

ビール製造業界は、消費者の低価格志向を受けて今後も厳しい状況であることが想定されるが、近年、小規模醸造所を併設したクラフトビアカフェが続々と誕生<sup>(24)</sup>するなど、小規模事業者の新規参入により活性化が図られているのではないかと考える。

図表 18 ビール製造免許場数の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を基に作成

#### 4 酒類卸売業界の状況

これまで述べたとおり、近年、酒類の市場規模は縮小しており、当然に酒

(22) 都留康『お酒の経済学』75、76 項（中央公論社、2020）。

(23) 平成 30 年度以降の大幅な増加は、平成 29 年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成 30 年 3 月 31 日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対しビールの製造免許が付与されたことからである。

(24) 都留・前掲注(22)、76 項。

類販売業界への影響は少なくない。また、酒類小売業免許の規制緩和によって、酒類販売市場には大きな販売力を持つチェーン店などの組織小売業が参入するなどの小売業者の業態変化等に伴い、酒類卸売業の経営環境も厳しくなっており、大手事業者間の事業統合が進展するとともに、販売シェアを奪われた従来の小規模小売業者を取引先としていた地方卸売業者が減少している<sup>(25)</sup>。とはいえ、最近でも事業者に占める中小企業、個人事業の割合は約 94%であり、清酒製造業と同様にいまだ中小企業や個人事業者の占める割合は非常に高く、さらに経営状況を見ても、中小企業、個人事業者の 40%弱が欠損又は低収益事業者であることがわかる（図表 19）。

図表 19 酒類卸売業者の欠損及び低収益事業者数 (単位：者)

事業者数									
	大企業			中小企業			個人事業		
		欠損	低収益		欠損	低収益		欠損	低収益
1,720	100	6	—	1,511	437	123	109	32	17

(出所) 国税庁：令和 3 年 10 月酒類製造業及び酒類卸売業の概況

(注) 令和 2 年 1 月 1 日現在、酒類製造業免許を有する全ての者を対象としてアンケート調査を実施。アンケートの回答率は酒類卸売業者を含め 76.6%である。

## 5 酒類輸出取引の状況等

### (1) 酒類輸出取引の状況

酒類の輸出については、清酒やウイスキー等の日本産酒類の国際的評価の高まりを背景に、近年は大きく伸長を続けており、令和 3 年の日本産酒類の輸出金額は約 1,147 億円となり、平成 24 年以降、10 年連続で過去最高を記録している<sup>(26)</sup>（図表 20）。

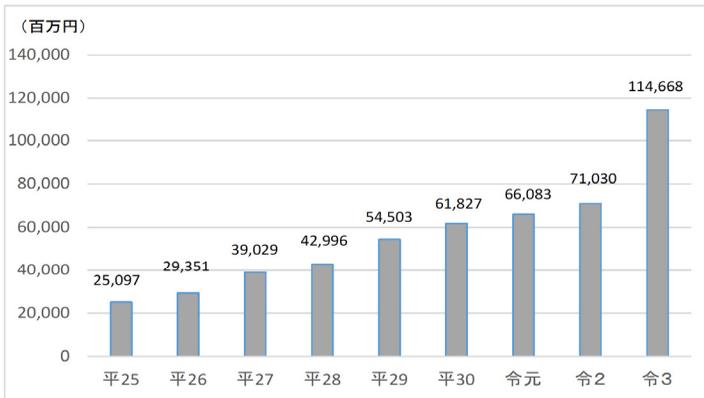
(25) 酒類販売業等に関する懇話会「酒類販売業に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方（平成 16 年 12 月）」1 項。

(26) 国税庁・前掲注(21)4 項。

また、需給調整要件のある清酒の輸出についても、輸出金額は平成 22 年以降、12 年連続で過去最高を記録しており、特に令和 3 年は約 402 億円と急伸した。また、輸出単価も連年伸長しており、国内市場と同様に海外においても高付加価値の商品の需要が高まっていることがわかる(図表 21)。

一方で、国税庁で行ったアンケート調査によると酒類製造業者で輸出を行っている事業者の占める割合は約 26%、清酒製造者では約 47%と、清酒では半数程度の事業者が輸出を行っていないと回答している。また、同アンケート調査では、酒類製造業者で輸出を行っていない事業者の半数以上が「今後も行わない。」と回答しており、その理由は、「国内販売を優先している。」が多く、次いで「きっかけがない。」、「忙しくて余裕がない。」と回答しており<sup>(27)</sup>、こういった輸出取引を行っていない製造業者の海外取引への意欲向上や行政によるサポートが課題の一つであると考えられる。

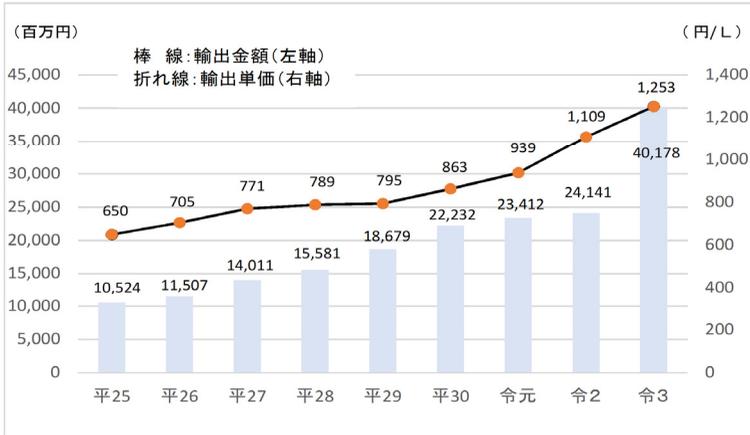
図表 20 日本産酒類の輸出金額の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」

(27) 国税庁課税部酒税課「令和 3 年 10 月 酒類製造業及び酒類卸売業の概況(令和 2 年調査分)」18 項、69 項。

図表 21 清酒の輸出金額と輸出単価の推移



(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」を参照

(2) 行政による酒類輸出促進の取組み

海外市場は今後も伸びしろが期待のできる販路であることから、政府においてはクールジャパン推進の一環として、國酒を始めとした日本産酒類の総合的な輸出環境整備について、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)等を踏まえ、関係府省庁の取組状況を把握し、必要に応じて関係者間の調整を行うため日本産酒類の輸出促進連絡会議を設置するなど積極的で、国税庁においても日本産酒類の輸出促進に向けて、①商品の差別化・高付加価値化等、②認知度の向上や販路拡大、国際交渉を通じた関税の撤廃などによる海外市場の開拓、③技術の活用と人材の確保等、④中小企業支援を取組みに掲げ<sup>(28)</sup>、積極的に酒類業者の支援を行っている。

(28) 国税庁・前掲注(21)10～17 項。

### 第 3 節 酒税の保全

#### 1 最高裁平成 10 年 7 月 3 日第二小法廷判決<sup>(29)</sup>

最高裁平成 10 年 7 月 3 日第二小法廷判決「酒類販売業免許申請に対する拒否処分取消請求事件」は、コンビニエンスストアを経営する原告の酒類小売業免許の申請を酒税法 10 条 10 号（経営基礎要件）及び 11 号（需給調整要件）により拒否した処分の取消訴訟であるが、同判決は、「酒類販売業につき免許制が採られているのは、酒税の納税義務者とされた酒類製造者のため、酒類の販売代金の回収と確実にさせることによって消費者への酒税の負担の円滑な転嫁を実現する目的で、これを阻害するおそれのある酒類販売業者を酒類の流通過程から排除することとして、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るためであると解される、そして、免許の要件を定めた法 10 条は、同条各号の一に該当するときは免許を与えないことができると規定しているが、これは、免許制が憲法 22 条 1 項の保障する職業選択の自由に対する規制措置であることにかんがみ、酒類製造者において酒類販売代金の回収に困難を来すおそれがあると考えられる場合を限定的に列挙して、免許の申請者がそれらのいずれかに該当すると認められる場合に限って免許を与えないことができるものとし、それらに該当するとは認められない場合には申請どおり免許を与えなければならないとする規定であるというべきである。」また、「法 10 条 10 号及び 11 号の規定を販売業免許の関係においてみると、10 号は、物的、人的、資金的要素に欠陥があつて申請者自身の経営の基礎が薄弱であると認められるため、酒類製造者において酒類販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合を規定したものと解され、また、11 号は、申請者の参入により酒類の需給の均衡が破れる結果、酒類販売業者の経営の危機が危うくなると認められるため、酒類製造者において酒類販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合を想定したものと解される。これらの規定は前記の立法目的

---

(29) 最判平 10 年 7 月 3 日裁判所ウェブサイト。

に沿う合理的なものということができるが、以上に述べたことからすれば、『経営の基礎が薄弱である』(10号)、『酒類の需給の均衡を維持する必要がある』、『免許を与えることが適当でない』(11号)という抽象的な文言をもって規定されている免許拒否要件を拡大して解釈適用するときは、右の立法目的を逸脱して、事実上既存業者の権益を保護するため新規参入を規制することにつながり、憲法の前記規定(注:22条1項)に違反する疑いを生ずるといわなければならないのであって、あくまで右の立法目的に照らしてこれらの要件に該当することが具体的事実により客観的に根拠付けられる必要があるものと解すべきである。」として、酒税法 10 条 10 号及び 11 号の立法趣旨・解釈適用を示した。

本判決は、酒類免許制度が酒税の適切かつ確実な賦課徴収を図るための制度であり、憲法 22 条 1 項の保障する職業選択の自由に対する規制措置であることを踏まえて、酒税法 10 条の規定は、各号に列記した免許拒否の理由に積極的に該当すると認められる場合に限りて免許の拒否が許されるものであり、これらが抽象的な文言をもって規定されているからといって、拡大的な解釈適用をすることは憲法に照らして許されず、これらに該当することが具体的事実により客観的に根拠付けられる必要があり、そうでない限りは申請どおり免許を与えなければならないと説示している。

この考え方によれば 11 号の要件は、需給の均衡が破れないと認められなければ免許を拒否してよいというのではなく、需給の均衡が破れると断定することまではできないのであれば、免許を拒否してはならないということになる<sup>(30)</sup>。

## 2 酒税収入及び酒税の滞納状況の推移

酒税免許制度における需給調整要件の目的は「酒税の保全」であることから、これまでの酒税収入等から酒税の保全の状況について見ていく。

---

(30) 判例タイムズ No.984 (1998) 73、74 項。

(1) 酒税収入の推移

図表 22 は酒税収入が国税収入に占める割合の推移である。酒税は、平成に入るまではほぼ毎年のように収入を伸ばしていた。しかしながら昭和 63 年度の 2 兆 2,021 億円をピークにその後は減少を続け、令和 3 年度は 1 兆 1,760 億円となっている。また、同様に国税収入に占める酒税収入の割合も減少傾向で、昭和の終わりには国税収入の 5%程度を占めていたところ、令和 3 年においては 1.7%まで減少している<sup>(31)</sup>。

図表 22 酒税収入の累年比較

年 度	酒 税 収 入		
	国 税 収 入 総 額 億 円	酒 税 収 入 収 入 額 億 円	対 国 税 収 入 %
昭和55	283,688	14,243	5.0
60	391,502	19,315	4.9
61	428,510	19,725	4.6
62	478,068	20,815	4.4
63	521,938	22,021	4.2
平成元	571,361	17,861	3.1
5	571,142	19,524	3.4
10	511,977	18,983	3.7
20	458,309	14,614	3.2
30	642,241	12,751	2.0
令和元	621,752	12,473	2.0
2	649,330	11,336	1.7
3	684,925	11,760	1.7

(注) 国税には、特別会計分を含み、令和 2 年度までは決算額、令和 3 年度は補正後予算額である。

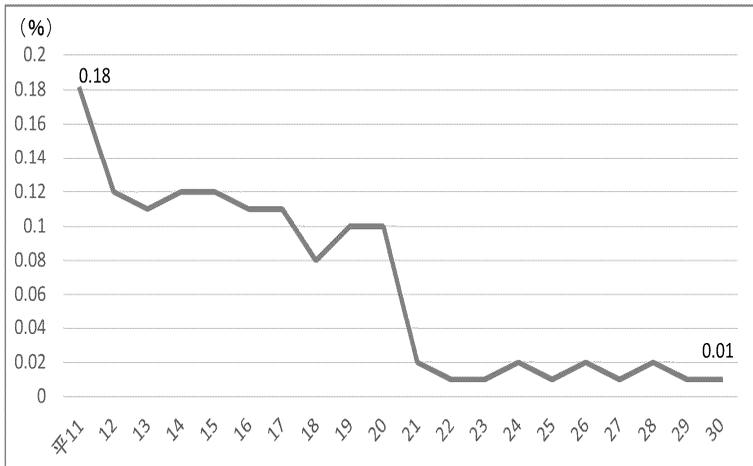
(出所) 国税庁「令和 4 年 3 月 酒のしおり」

(31) 昭和 63 年度から平成元年度に酒税収入の大きな減少が見られるが、これは、酒類に同年に導入された消費税が併課されることとなり、消費税との負担の調整のため酒税率の引き下げが実施されたことによるものである。

(2) 酒税の滞納状況の推移

図表 23 は酒税収入に対する滞納割合の推移であるが、平成 11 年には 0.18%あった滞納割合は大きく減少を続け、平成 20 年代以降は、0.1%に満たない滞納割合で推移している。また、表にはないが、酒税の滞納割合は他の税目の滞納割合に比して低い水準で推移しており、これは、酒税保全のための需給調整要件による効果や、酒税特有の保全担保制度などによるものとも考えられるが、一方で、平成 10 年から順次行われた酒類小売業免許の需給調整要件（人口基準・距離基準）廃止による酒税の保全への悪影響は認められず、むしろ滞納割合は大きく減少している状況が確認できる。

図表 23 酒税収入に対する滞納割合の推移



(注) 滞納割合は、整理中の年度末滞納額／酒税収入（決算額）

(出所) 国税庁から入手したデータを基に作成

## 第 4 節 他業種における規制

### 1 薬事法<sup>(32)</sup>における薬局距離制限

過去、薬局の開設においては、以前の酒類小売業免許と同様な距離基準により参入規制が行われていたが、昭和 50 年の「行政処分取消請求事件」判決により、距離を制限する規定は憲法 22 条 1 項の保障する職業選択の自由により違反し、無効であるとの判決を受けたことより規制が廃止されている。

#### (1) 薬局距離制限規定の概要

薬局の開設については、薬事法 5 条において、「薬局はその所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない」とし、同法 6 条において開設許可の基準が規定されているが、昭和 38 年に薬事法の一部を改正する法律（昭和 38 年 7 月 12 日法律第 135 号）により改正が行われ、2 項<sup>(33)</sup>、4 項<sup>(34)</sup>の規定を追加することで薬局開設における距離制限規定が導入された。しかしながら薬局の開設許可を申請した者が不許可処分を不服として提訴した「行政処分取消請求事件」により、薬事法 6 条 2 項の規定は違憲無効との判決を受けたことで、昭和 50 年 7 月 13 日の薬事法改正により、違憲と指摘された部分が削除され、距離制限規定は廃止となっている。

---

(32) 「薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）」は平成 26 年 11 月 25 日施行の「薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律 84 号）」において、名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に名称変更となっている。また、今日までに改正されている条文もあるが、本稿においては開設許可基準のあった時点での条文を使用している。

(33) 2 項において「前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適性を欠くと認められる場合には、前条第 1 項の許可を与えないことができる。ただし、当該許可を与えない場合には、理由を附した書面でその旨を通知しなければならない。」と規定されている。

(34) 4 項において「第 2 項の配置の基準は、住民に対し適正な調剤の確保と医療品の適正な供給を図ることができるように、都道府県が条例で定めるものとし、その制定にあたっては、人口、交通事情その他調剤及び医薬品の需給に影響を与える各般の事情を考慮するものとする。」と規定されている。

(2) 最高裁昭和 50 年 4 月 30 日大法廷判決<sup>(35)</sup>

最高裁昭和 50 年 4 月 30 日大法廷判決「行政処分取消請求事件」は、薬局を新規開設する許可を県に申請した者が、薬事法に基づいて県の条例で定められた距離基準（既存事業者から水平最短距離でおおむね 100 メートル）に反するとして不許可とされたため、当該不許可処分が憲法 22 条 1 項に違反するとして取消しを求めた訴訟であるが、同判決は「薬局の開設等の許可基準の一つとして地域的制限を定めた薬事法 6 条 2 項、4 項は、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規定を定めたものということができないから、憲法 22 条 1 項に違反し、無効である。」として本件不許可処分の効力を維持すべきものとした控訴審判決を破棄した。

## イ 被上告人（県知事）の主張

本事件における被上告人の主張は次のとおりである。

- (イ) 一部大都市における薬局等の偏在による過当競争の結果として、医薬品の乱売競争による弊害が問題となるに至った。その対策として行政指導による解決の努力が重ねられたが、それには限界があり、何らかの立法措置が要望されるに至った。
- (ロ) 弊害としては、一部業者の経営が不安定となり、その結果、設備、器具等の欠陥を生じるなど医薬品の供給の適正化が困難となったことが指摘されるが、これを解消するためには薬局等の経営の安定を図ることが必要と考えられること。
- (ハ) 医薬品の品質の良否の判定は一般消費者にはその能力がないため、不良医薬品の供給の防止は一般消費者側からの抑制に期待をすることができず、供給者側の自発的な法規遵守によるか又は法規違反に対する行政上の常時監視によるほかはないが、その対象の数が膨大であることに照らして到底完全を期待することができない。

---

(35) 最判昭 50 年 4 月 30 日裁判所ウェブサイト。

## ロ 職業の許可制

本判決で、許可制について、「一般に許可制は単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、また、それが社会政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要するもの、というべきである。」とし、「この要件は、許可制そのものについてのみならず、その内容についても要求されるものであって、許可制自体が是認される場合であっても、個々の許可条件については、さらに個別的に右の要件に照らしてその適否を判断しなければならない。」と示された。

要するに許可制を採用するには、「必要かつ合理的な措置であること」また、規制には国民経済の円滑な発展や社会公共の便宜の促進、経済弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものと社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものがあり、それが消極的な措置であれば「事業活動に対する規制では、許可制に比べて目的を十分に果たせないと認められること」が要件となり、更にはその要件は許可制そのものだけでなく、許可制自体が合憲であっても、許可における個々の条件についても個別に要件に照らして判断する必要があるということである。

## ハ 薬事法における許可制及び適正配置規制の合憲性

薬事法における許可制（薬事法 5 条）及び許可の基準である距離制限規定（薬事法 6 条 2 項、4 項）については、薬事法は、医療品等に関する

る事項を規制し、その適性をはかることを目的<sup>(36)</sup>として制定された法律であり、同法は薬局については、5条において都道府県知事の許可がなければ開設をしてはならないと定め、6条において許可に関する基準を定めているが、医薬品は、国民の生命及び健康の保持上の必需品であることなどから、不良医薬品の供給から国民の健康と安全を守るために業務の内容の規制のみならず、供給業者を一定の資格要件を具備する者に限定する許可制を採用したことは、それ自体としては公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的措置として肯認することができるとして、許可制自体は合憲である示されたものの、適正配置規制については、①立法目的から見て主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であり、薬局等の過当競争及びその経営の不安定化の防止も、それ自体が目的ではなく、あくまでも不良医薬品の供給の防止のための手段であるにすぎないものと認められる。②薬事関係各種行者の営業活動には厳重な規制が設けられており、刑罰及び行政上の制裁と行政的監督の下でそれが励行・遵守されるかぎり、不良品医薬品の供給の危険防止という警察上の目的を十分に達成することができるはずである。③被上告人が主張する「薬局等の偏在→競争激化→一部薬局等の経営の不安定→不良医薬品の供給の危険又は医薬品乱用の助長の弊害」はいずれも必要性和合理性を肯定するに足りない。ことから、薬局の開設等の許可基準の一つとして定めた地域的制限は憲法 22 条 1 項に違反し、無効であるとの判断が下された。

## 2 たばこ産業の参入規制

酒類と同じく嗜好品としての性格を有する「たばこ」に係るたばこ税に

---

(36) ※旧条文 薬事法 1 条において「この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生上の向上を図ることを目的とする。」と規定されている。

についても、酒税と同様に納税義務者は原則としてたばこの製造者や輸入者であり、税の負担は最終的には「たばこ」の消費者を予定している間接税である。

なお、たばこ税の根拠法令は「たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）」であるが、たばこ事業は、専売制度改革時に制定された「たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）」に基づき、各種の制度により規制を行っている。また、たばこ事業法は、たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とし、財務省が所管している。

#### (1) たばこ産業の概要

我が国のたばこ事業は、「たばこ事業法」に基づいている。たばこの製造については、たばこ事業法により「日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）」の独占<sup>(37)</sup>となっており、葉たばこ耕作者が生産した葉たばこを全量買取して製造を行っている。また、流通では、製造たばこの輸入販売については、財務大臣の登録<sup>(38)</sup>を受けなければならないと規定され、製造たばこの卸売についても、同じく財務大臣の登録<sup>(39)</sup>を受けなければ卸売販売ができない規定となっている。一方で製造たばこの小売事業者は JT が製造した製造たばこを輸入業者が輸入した輸入たばこを販売することになるが、製造たばこの小売販売については輸入業や卸売業のような登録制ではなく許可制が採用されている。

#### (2) 規制の概要

製造たばこの輸入販売及び卸売販売を行うにあたっての登録においては拒否要件があるが、酒類免許と同様な人的要件のみであり、人的要件をク

---

(37) たばこ事業法 8 条において、「製造たばこは、日本たばこ産業株式会社でなければ製造してはならない。」と規定されている。

(38) たばこ事業法 11 条において、「自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならない。」と規定されている。

(39) たばこ事業法 20 条において、「製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならない。」と規定されている。

リアできれば登録を受けることができる。一方で小売販売については、たばこ専売制度が改正され、専売制廃止時に流通の自由化により急激な変化が生じ、零細なたばこ小売販売業者に深刻な影響が及ぶことなどを回避するための当面の措置として許可制が導入され<sup>(40)</sup>、許可に当たっては、人的要件のほか場所的要件<sup>(41)</sup>が設けられている。場所的要件には既存の小売店舗との距離を定め、距離に達しない場合には不適當な場所とする基準（距離基準）があり、この基準が小売事業者の参入を規制するものとなっている。

### （3）規制緩和の実施状況

酒類免許と同様にたばこ小売業の許可についても、消費者利便を図るため許可基準の緩和など規制緩和の検討が進められ、平成 10 年 7 月に距離基準の緩和<sup>(42)</sup>などが行われた。それにより、たばこ小売店舗数も、昭和 60 年は 267 千であった店舗数が平成 13 年度には 307 千店<sup>(43)</sup>と年々増加がみられたが、その後は、喫煙人口の減少もあつてか減少を続けている。

さらに、規制緩和推進 3 か年計画（再改定）（平成 12 年 3 月閣議決定）において、「平成 10 年 7 月 1 日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等の適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。」ことが求められた。これについて、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、平成 14 年 10 月に「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」を取りまとめ、その中で、たばこ小売

---

(40) 財政制度等審議会平成 14 年 10 月「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」15 項。

(41) 営業所の位置が不適當な場所として、①予定営業所の位置が袋小路に面するなど、たばこの購入に著しく不便と認められる場所、②予定営業所と最寄りのたばこ販売所との距離が予定営業所の所在地の区分ごとに定める距離に達しない場合（距離基準）、③自動販売機の設置が未成年者喫煙防止の観点から十分な管理・監督が期し難いと認められる場所、が示されている。

(42) 大蔵省告示第 74 号において予定営業所の位置と最寄りの小売販売業者の営業所との距離が定められた。

(43) 財務省理財局令和 3 年 4 月 23 日「たばこ・塩を巡る最近の諸情勢」5 項。

業の許可制等について、「未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況に至っていない」との考え方が示され、結果、緩和等の措置は行われていない。

#### (4) 社会的要請に対する取組み

たばこ産業における 20 歳未満の者の喫煙防止の取組みとしては、酒類販売と同様に店頭における確認はもちろん、自動販売機設置にも細かく規定が設けられている。また、通信販売については、平成 22 年 3 月に財務省から「インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合の年齢確認等について」が各財務局や JT に発出された。内容は製造たばこ小売販売許可の条件として「インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合には、あらかじめ公的な証明書により購入希望者が成人であることの確認を行った上で、購入申込の都度、当該購入希望者が当該証明書に記載された者と同一であることを確認して販売すること。」を付すこととし、さらに具体的な公的証明書の書類や本人確認の具体的方法などが示されるなど、酒類販売における 20 歳未満の者の飲酒防止のための取組みよりも厳しいルールが定められている。

### 第 5 節 諸外国における酒類販売業に対する規制

諸外国においても酒類業に関する規制は多く存在している。以下にアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダの酒類に関する規制等の状況を記載したが、それぞれの国の状況を見ると、ドイツ以外の国では酒類の販売等において免許制等が採用されている。また、免許の要件として人的要件のほか、ニューヨーク州やイギリス、フランスでは場所的要件を定め、現在の我が国より酒類販売等に関して厳しい規制を行っていることが確認できる。

これらを踏まえると、我が国においても酒類販売に関する参入規制は容認で

きるとも考えられるが、免許制度等により規制を行っている諸外国と日本との大きな違いとして、アメリカ連邦政府については日本と同じ酒税の保全という財政目的で免許制を採用しているものの、アメリカのニューヨーク州やその他の欧米諸国については、酒類の販売に関する法律が犯罪・秩序違反防止やアルコール依存症防止、未成年者飲酒防止といった社会的規制を目的とした法律となっている。

なお、財政目的で免許制を採用しているアメリカ連邦政府については、日本における需給調整要件による参入規制のような規定はない。

## 1 アメリカ

アメリカにおいては、連邦政府、州によりそれぞれ酒類販売に関する規制が実施されており、連邦政府は州際取引となる卸売を、州は州内取引の卸売及び小売をそれぞれ管理している。

連邦政府では連邦酒類管理法に基づき、「アルコールたばこ税貿易管理局 (Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau)」が、酒税収入の確保の観点から、酒類の製造業及び販売業 (州際取引) に対する許可制を所管している<sup>(44)</sup>。

また、州では、ニューヨーク州を例に挙げると、ニューヨーク州においては州酒類管理局 (state liquor authority) が、酒類管理の観点から酒類免許及び酒類販売管理を所管しており、リカー (スピリッツ) の取扱に関する規制として、リカーを販売提供する小売店は、学校又は教会等の宗教施設として占有的に使用されている建物の 200 フィート以内での提供は認められていないほか、店内消費のリカー免許については、人口 2 万人以上の都市や町村における過飽和を規制する目的で、申請者が営業を予定する場所の半径 200 フィート以内に、同免許保有者が 3 件以上存在すると、それ以上は免許を発行しないこととされている<sup>(45)</sup>。

---

(44) 酒類販売業等に関する懇話会・前掲注(25)15 項。

(45) 国税庁平成 29 年 3 月「米国の酒類の輸入等に係る規制等の情報」7、8 項。

## 2 イギリス

イギリスでは、酒類の販売・提供に関して、免許制により小売業及び飲食業を一様に規制している。近年では、従来の 1964 年免許法に代わる 2003 年免許法（2005 年施行）を制定した。これにより、法の目的を従来の「社会秩序の維持」から「犯罪・秩序違反防止、公共安全、公共迷惑防止、未成年者の保護」と、より具体化させ、免許付与の所管も従来の地方の免許委員会から地方議会に変更した。

免許付与の条件としては、人的要件があるほか、場所的規制として、販売場所に関しては高速道路の休憩所・ガソリンスタンドのほか、自治体が条例で規定する場所に免許を付与しないこととしている。一方で販売時間に関しては、以前は平日午後 11 時以降の禁止等が定められていたが、撤廃されて 24 時間・年中無休の販売が可能となっている。販売時間の制限が撤廃された理由は、午後 11 時に一斉に閉店した飲食店から大勢の飲酒者が路上に溢れることが問題視されたことにある<sup>(46)</sup>。

## 3 ドイツ

ドイツでは、酒類は他の食品と同様に取り扱いわれ、その販売について免許制等の酒類に係る特段の規制はなされていない。

ただし、販売店については、店舗閉店時間法により一般的な営業時間が規定され、飲食店については、飲食店法により酒類提供の有無にかかわらず営業許可が必要とされている。

## 4 フランス

フランスでは、市町村（パリの場合はパリ警視庁）がアルコール依存症の防止や未成年保護の目的で、関税出納事務所が飲料販売業者の把握・管理の目的で、それぞれ酒類販売に関する規制を行っている。酒類販売については、

---

(46) 酒類販売業等に関する懇話会・前掲注(25)15、16 項。

原則として免許制となっているものの、酒類小売店及びレストランに対する免許については、関税出納事務所への申請のみで取得が可能であり、実質的には届出制となっている。

販売場所に関しては、スポーツ施設とその周囲 75 メートル以内での販売が禁止されており、販売時間に関しては、地方長官により、午前 1～5 時まで禁止されているのが一般的である。さらに、バー等については、学校、教会、病院等の周囲での設置が禁止され、市町村ごとに住民 300 件につき 1 件の割合で免許が付与されている<sup>(47)</sup>。

## 5 カナダ

カナダでは、酒類の輸入・仕入・販売などは各州の酒類管理委員会（又は酒類公営企業）が独占的に行っているが、人口の多い州では酒類の小売は一部又は全面民営化され免許制が採用されている<sup>(48)</sup>。

その中でオンタリオ州では、社会秩序の維持や需給調整の目的で、酒類の州への輸入、保管、卸売及び小売は原則、州酒類管理委員会が行うという実質的な専売制となっている。ただし、飲食店における酒類の提供及び地元ワイナリーの直売については、その例外となっている。

なお、酒類管理委員会では、統一した小売価格を設定しており、酒類は州内どこでも同一の価格で小売販売されている<sup>(49)</sup>。

## 第 6 節 社会的規制

行政による規制は大別して経済的規制と社会的規制に分かれる。経済的規制とは経済の状態を最適にするための規制であり、社会的規制とは非経済目的、

---

(47) 酒類販売業等に関する懇話会・前掲注(25)16 項。

(48) 国税庁平成 29 年 3 月「カナダの酒類の輸入等に係る規制等の情報」5 項。

(49) 酒類販売業等に関する懇話会・前掲注(25)16、17 項。

すなわち環境、安全などの規準水準の達成を民間主体に強制するものである<sup>(50)</sup>。

酒類製造免許における需給調整要件については、本来は酒税の保全が目的である経済的規制であるが、不適格者の市場参入を排除することで酒類の品質や安全性を確保するという消費者の安全を目的とした社会的規制の側面があるとも言われている。また、通信販売小売業免許において需給調整要件により取扱品目を限定した趣旨としては、①通信販売により制限なく酒類が販売される場合は需給関係に大きな影響が出ること。②酒類が致酔性・依存性を有するという特性に鑑み、20歳未満の者の飲酒防止等の観点から対面販売が基本という考え方をとっていること。この2つの考えの下、消費者の利便性の向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒販店等で容易に購入できる酒類を除外したものである。つまり、通信販売小売業免許の需給調整要件による規制も経済的規制と社会的規制の2面を有していると言える。

社会的規制については政府の規制改革推進3か年計画においても「経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限」との考え方が示されたように否定するものではないと考えられるが、川本明教授が、「社会的な規制は、企業が要求条件さえ満たせば自動的にその新規参入を認めるし、市場での価格設定などには介入しない。市場競争に参加する企業に共通の条件を課し、既存の企業であれ新規参入企業であれ、無差別平等にその遵守を求める。社会的規制は競争に条件を与えるだけで、競争を制限するものであってはならない<sup>(51)</sup>」、と述べられていることや、酒類の品質や安全性の確保、20歳未満の者の飲酒防止等という消極目的規制<sup>(52)</sup>であれば、薬事法違憲判決が「消極的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する」と示したとおり、仮に酒類業免許制度における参入規

(50) 川本明『規制改革：競争と協調』80、81項（中央公論社、1998）。

(51) 川本・前掲注(50)、100項。

(52) 消極目的規制とは、主として国民の生命及び健康に対する危険を防止・除去・緩和するために課せられる規制であり、一方で積極的措置とは調和のとれた経済発展を確保し、社会的・経済的弱者を保護するための規制と言われている。

制が社会的規制であっても、それは消極的措置であり、本来、競争を制限することなく、事業活動に規制を課すことが妥当であり、参入規制が容認されるためには、事業活動に対する規制では参入規制に比べて目的を十分に達成することができないと認められることが必要である。

「酒類業の健全な発達」は国税庁の任務の一つであり、その使命を果たすため、効率性・透明性に配慮しつつ、酒類業者や酒類業団体の事業の安定と発達を図るとともに、社会的要請にも適切に対応していくことが求められている。その取組みの一つとして酒類の品質の向上や安全性の確保、20 歳未満の者の飲酒防止が掲げられており、その達成には、事後の規制では十分な効果が得られず、入口（免許付与時）の段階で規制をかけることはやむを得ないと認められれば、需給調整要件を維持する必要があるとも考えられ、実際に需給調整要件による参入規制により不適格な事業者が排除されることでこれらの取組みに一定の役割を果たしているとも言える。

しかしながら、そもそも、酒税法上、酒類免許制度は酒類の保全を目的とした制度であり、需給調整要件はその酒税の保全を担保するために定められたものであることから、社会的規制に果たしている役割のみをもって今後とも現行のまま維持すべき積極的理由とすることはできない<sup>(53)</sup>と考える。

---

(53) 中央酒類審議会基本問題部会・前掲注(19)、33 項。

## 第 4 章 今日における需給調整要件の在り方

### 第 1 節 酒類製造免許における需給調整要件の在り方

酒類製造免許については、品目ごとに需給調整要件が定められており、その需給調整要件により参入規制が行われている酒類の品目は、「清酒」、「合成清酒」、「連続式蒸留焼酎」、「単式蒸留焼酎」、「みりん」、「原料用アルコール」の 6 品目である。酒類製造免許については、規制緩和推進 3 年計画等において需給調整要件を廃止する方向で検討がされているが、これまでは清酒における輸出用清酒製造免許の新設など一部の規制緩和が行われたのみで、長年の間、特定の品目について新規参入が制限されている状況である。

酒類免許制度の目的は酒税の保全であり、免許付与に制限を与えず製造業者を増やすことにより酒類の製造者が濫立して過当競争などが行われるなどで酒類の需給の均衡を破り、酒税の保全に支障を来すおそれがあることから、免許制度の目的である酒税の保全を担保するために需給調整要件が規定されている。

しかしながら、前章で記載したとおり、これまでの類似の答申や閣議決定等で「運用面で実際に当該需給調整が行われているのは、需要が低迷し、また、中小企業の多い酒類の製造業であり、結果として中小企業保護となっているおそれがあると考えられる。」、「酒税は財政上重要な地位を占め、かつ、高率な負担を求めていることにかんがみ、酒税の保全の観点から、その納税義務者たる酒類製造者について需給調整も必要との考え方があるが、一般に需給調整規制は行政の裁量を広く認めるため弊害が多く、既存企業保護を介する目的に対して合理的・効率的かという点に大いに疑問がある。また、産業としての酒類製造業を考えると、このままではいたずらに衰退の道を歩むという危惧がある。酒税の保全のためにも、産業としての酒類製造業の健全な発展のためにも、新規参入を促し、産業全体としての活性化を図るほうが適切であるとも考えられる。」などの意見が出ており、政府の意向は「原則廃止」と言える。

学説でも、川本教授は「新しい技術やコスト条項を有する新規参入企業こそ

が、産業の生産性の進歩をもたらす原動力であるが、そうした企業が既存の企業の供給を少なくとも一部奪う結果になるのは当然といえば当然である。これを否定することは、市場競争の最も重要な機能を否定することにほかならない。」と述べられ<sup>(54)</sup>、都留康教授が、「日本酒の場合、事業承継やM&Aだけが新規参入の手段というのは、どう考えてもいびつではないか。実際この結果起きていることは、海外における sake 醸造所の立ち上げという形での新規参入である。これに対し、ビールやウイスキーの場合、新規免許の取得は可能であり、事実、小規模醸造所や蒸留所が続々と参入している。要は新規免許を発行すれば、新規参入が行われ、産業が活性化するということである。需要が少ない状態で供給が増大すれば、値崩れが起きて、中小零細酒造メーカーをさらに苦境に追い込むというのが規制当局の見解であるが、ビールやウイスキーの場合、新規参入組の政策は『よいものをより安く』ではなく『ユニークなものをより高く』である。つまり、既存事業者とは製品コンセプトも価格帯も異なるため過当競争にはならない。」と述べられている<sup>(55)</sup>など、需給調整要件の廃止が酒類業界の発展につながるであろうという意見が多い。経済学の観点からは当然であろう意見であり、これまでの政府の考え方も方向性は同じである。

しかしながら、政府においては最終的に平成 12 年 3 月に閣議決定された規制緩和推進 3 か年計画（再改定）において、「需要が低迷し、中小企業が多くの需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。」と示され、結果、酒類製造免許の需給調整要件については、輸出取引などの一部緩和は行われたものの、今日まで大きな規制緩和は行われていない。

規制緩和推進 3 か年計画で示された「需給状況の好転が認められる場合」について、好転が認められる場合と具体的にどのような場合なのかを考えると、川本教授は、「需要と供給の動向は市場における最も基本的な判断であり、ビジネスの基本である。今後その市場の需要がどれくらい伸びるのかなどの判断は

---

(54) 川本・前掲注(50)、93・94 項。

(55) 都留・前掲注(22)、178・179 項。

事前にはきわめて難しい。参入のリスクを引き受けられるのは企業自身のみである。そうした意味で需給調整は、市場経済の下では本来規制当局が行うべき仕事ではない。」と述べられている<sup>(56)</sup>ことや、植草益教授が、「供給が需要を上回らないように参入を制限するというときには、需要は将来需要を指すはずであるが、はたして規制官庁の役人が特定産業等の将来需要を的確に予測できるのであろうか。不可能なものを適当に判断して参入の適否を決定するとすれば、その判断は恣意的とならざるを得ない。」と述べられている<sup>(57)</sup>とおり、需給状況の将来的な予測は困難であろうし、そもそも行政が予測して規制をかけることに否定的な意見も少なくない。

酒類の品質・安全性の確保といった面についても、社会的要請である酒類の品質・安全性の確保のための取組みは重要であるが、川本教授が「消費者は安全でない商品はずっと欲しくない。従って企業は強制されなくともそういう商品を提供しようとする。安全な商品を提供できない企業は政府の介入を経ずとも自然に淘汰されるはずである。」と述べられている<sup>(58)</sup>とおり、酒類製造者も競争社会で勝ち残るために品質・安全性には十分配慮して酒類製造を行っているはずである。また、平成 30 年 6 月 13 日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づき、酒類製造者を含む全ての食品等事業者については、令和 3 年 6 月 1 日以降、「HACCP<sup>(59)</sup>」に沿った衛生管理が義務化されており、国税庁においては酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導を行うなど、需給調整要件による参入規制がなくとも酒類の品質・安全性の確保は十分に担保されると思われる。

---

(56) 川本・前掲注(50)、92 項。

(57) 植草・前掲注(12)、57 項。

(58) 川本・前掲注(50)、101 項。

(59) 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入の危機要因を把握 (Hazard Analysis) した上で、それらの危機要因を除去又は軽減させるため特に重要な工程 (Critical Control Point) を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理法であり、国際的な政府間組織である国際食品規格 (コーデックス) 委員会が発表し、各国にその採用を推奨している。

「原則廃止」という考え方を基本とし、これらの意見を踏まえて今日の酒類製造免許における需給調整要件の在り方を考えると、立法目的を逸脱しているとは言えず、酒税の保全のために需給調整要件を維持することに問題はないとは考えられるが、酒類業界の発展という面から考えると、海外市場への輸出促進、酒類商品の差別化・高付加価値化の推進が重要であり、そのためには酒類製造免許の需給調整要件を廃止し、意欲的な事業者が酒類業界へ参入することで、それにより刺激を受けた既存事業者の更なる経営努力、もしくは参入・退出を通じた新陳代謝が必要であると考えられる。

実際に意欲ある事業者が廃業事業者を買い取ることなどの新規参入も行われている。また、仮に需給調整要件を廃止したとしても高付加価値の酒類のニーズが高まっている状況下で事業者が濫立するほどの申請もないのではないかと考えられ、申請時における経営基礎要件や技術・設備要件など、需調整要件以外の拒否要件の厳格な事前審査により、不適格な事業者は十分に排除可能であり、規制緩和推進 3 か年計画において「政府は事前チェック型の行政から事後チェック型の行政への転換」と示されたとおり、免許取得後の事業者に対して、経営健全化のサポートはもとより、保全担保制度の適正な運用や、酒税法で定められた事業者の義務や禁止事項の遵守のための職員の検査業務等の充実、適正な罰則適用等を行えば不適格な事業者の事後の排除も可能であり、酒税の保全は図られるのではないかと考える。

しかしながら、少子高齢化や人口減少等により今後も酒類の需要量は減少することは十分に想定される。そこに規制緩和で新規事業者が参入してくると、ほとんどが中小企業や個人事業者であり欠損や低収益が大半を占める既存の清酒製造業者の廃業等が多発することもあり得る。それにより酒税の保全ということでは酒類小売業の規制緩和においては影響がなかったものの、酒類製造業者は酒税の納税義務者であり、また、需給調整要件のないビール製造業における小規模事業者の活発な新規参入においても影響はこれまで見られていないが、清酒製造業はビール製造業など他の酒類製造業者よりも圧倒的に事業者が多いことから、既存の清酒製造業者の廃業等がダイレクトに酒税収入や滞納額に大

大きく影響を及ぼすおそれもある。

こういったことから、酒類製造免許の需給調整要件は廃止が望ましいとは考えるが、廃止されることとなった際には、平成 15 年 4 月に 2 年間の時限立法として制定された「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」のような時限立法の制定や、酒類小売業免許の需給調整要件緩和の際に実施したような段階的な廃止などを参考に、例えば、数年間は免許可能枠の設定や新規参入事業者に対して生産数量の上限を設定するなど、段階的な廃止の検討を行う必要があると考える。

## 第 2 節 酒類販売業免許における需給調整要件の在り方

### 1 酒類卸売業免許

酒類卸売業免許については、法令解釈通達において全酒類卸売業免許のほか 7 つの免許に分けられるが、需給調整要件で新規参入が制限されている免許は「全酒類卸売業免許」と「ビール卸売業免許」の 2 つである。

酒類卸売業の需給調整規制については、平成 22 年 7 月に開催された日本と EU との間の EPA（経済連携協定）に向けた合同ハイレベル・グループ会合において非関税障壁の一つとして「酒類卸売業免許の要件緩和」が挙げられたことを契機に長年行われていなかった規制緩和の検討を行い、平成 24 年 9 月に免許可能件数の計算式の変更といった形での規制緩和が行われたが、計算式の変更により免許可能件数が大幅に増えたわけではなく、未だ免許枠以上に免許の取得を求める事業者が少なくない状況となっている。

そもそも酒類販売業免許は、酒税は間接税であるため、納税義務者（製造者）が実質的・経済的に税負担するのではなく、最終的には消費者が負担することが予定されており、流通経路を通じた転嫁がなされて初めて酒類製造者の納税が可能となる仕組みを採用していることを踏まえ、流通過程に入った酒類に係る酒税の転嫁が容易に、かつ、確実に行われるよう、酒類の販売業についても「中間徴収機関」としての機能を果たすものとして、昭和 13 年

に導入されたものである。そして、販売業免許制度の導入に当たり、酒税の保全を図るためには、①販売業者が中間徴収機関として適格であること、②酒税取締まりが適切に運営できること、及び③「経営の健全化・業界の安定」を確保する必要があることから、これらを担保するため、酒税法第 10 条各号に拒否要件（人的要件、場所的要件、経営基盤要件及び需給調整要件）を規定し、そのいずれかに該当する場合には、免許を付与しないことができることとされた。つまり、酒税の保全のためには、経営力薄弱者を個別に排除するだけでは足りず、販売市場全体としての濫立・過当競争を排除し、もって経営の健全化・業界の安定を維持する必要があると整理され、そこで需給の均衡を維持するための要件として、需給調整要件が規定されたものである。

前述のとおり、我が国の酒類市場は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、国内消費量が中長期的に減少することが見込まれており、酒類卸売業も酒類製造業と同様に中小企業、個人事業者が多く、当該事業者の多くが欠損や低収益である現状を踏まえると、需給調整要件の緩和を行うことについては、中小・零細卸売業者の経営に与える影響を含め、慎重に検討する必要があると考える。

しかしながら、酒類小売業免許については、規制緩和推進 3 か年計画により人口基準や距離基準といった需給調整要件を廃止し、新規事業者の参入が可能となったのに対し、同じ販売業免許である酒類卸売業免許の需給調整要件が廃止されず新規事業者の参入規制が行われていることは、合理的な根拠も乏しく、制度目的を逸脱した既存事業者の保護のための規制とみられ、憲法 22 条 1 項に違反する疑いも生じるおそれがあると考えられる。また、一概には言えないかもしれないが、酒類小売業免許の規制緩和における酒税保全への悪影響も見られていない。

これらのことから、全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の需給調整要件は今一度、廃止に向けた検討を行うことが望ましいと考える。

## 2 通信販売小売業免許

酒類小売業免許のうち一般酒類小売業免許は、規制緩和推進 3 年計画により、需給調整要件の人口基準と距離基準が廃止され、現在において参入規制はほぼない状況であるが、平成元年 6 月に創設された通信販売小売業免許は、現在も需給調整要件により規制を行っている。

通信販売小売業免許の創設の経緯は、以前は、通信販売を行おうとする場合には全酒類小売業免許の取得が必要であったが、当時は全酒類小売業免許の需給調整要件で人口基準や距離基準が定められていたことから、免許の取得が難しく、酒類の通信販売業に参入することは非常に困難な状況であった。しかしながら通信販売の市場規模が拡大している中で、酒類の通信販売業に参入したいというニーズも高く、酒類の通信販売が拡大すれば消費者の利便の向上にもつながることから、昭和 63 年 12 月 1 日の臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和に関する答申」において「地域的な特色のある酒類等に対する通信販売ニーズの増加に対応した免許付与の円滑化を図るため、基準等の整備を進める。」との方針が示され、これを受けて同月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に盛り込まれたことを踏まえて、平成元年 6 月 10 日、酒類販売業免許等取扱要領（国税庁通達）で創設された。

また、一方で、通信販売小売業免許が創設されたことにより、以降の一般酒類小売業免許の取得においては、「通信販売を除く」という免許条件が付されることとなった。

そして、通信販売小売業免許の需給調整要件は、前章第 6 節で記載したとおり、①通信販売により制限なく酒類が販売される場合には需給関係に大きな影響が出ること（酒税の保全）、②20 歳未満の者の飲酒防止等の観点から対面方式が基本という考え方をとっていること（社会的要請）、この 2 つの考えの下で規定されたものであるが、一般酒類小売業免許に需給調整要件による規制がなくなった今日において通信販売小売業免許のみ需給調整要件による規制を行うことに合理的な根拠があるかという疑問が生じる。

さらには、通信販売小売業免許の需給調整要件では一般の酒販店で購入で

きるような酒類は販売できないこととなっているが、現在、大手ECサイト等でビールや酒と検索すると、大手メーカー等の国産酒が数多くネット販売されていることがわかる。これは、通信販売小売業免許が設けられる平成元年6月以前の全酒類小売業免許については、「通信販売を除く」などの条件が付されていないことから、平成元年6月以前に全酒類小売業免許を取得した事業者には、通信販売小売業免許で定められた需給調整要件の適用がなく、自由に通信販売を行うことが可能となっているためである。従って現状は通信販売を行っている全ての事業者に平等の規制が行われていない。

これらを踏まえると、今日においては、そもそも通信販売小売業免許の必要性も疑問ではあるが、少なくとも通信販売小売業免許の需給調整要件は酒税の保全という立法目的に沿った合理的な規定とは言えないと考えられることから、酒類卸売業免許と同様に需給調整要件の廃止に向けた検討を行うことが望ましいと考える。

### 3 今後の社会的要請に対する対応

20歳未満の者の飲酒防止については、酒類販売業者が、20歳未満の者が自ら飲むことを知って酒類を販売した場合には、その販売業者に対して、「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）」（以下「二十歳未満飲酒禁止法」という。）の3条による罰則規定（50万円以下の罰金）がある。さらにこの罰金刑に処された場合には、酒税法14条の規定により、酒類販売業免許を取り消すことができるとされているが、この二十歳未満飲酒禁止法を所掌しているのは警察庁であり、国税庁における20歳未満の者の飲酒防止への対応としては、酒類事業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しているほか、各業界団体に対して、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底などを推進するよう要請しているが、これは財務省設置法を根拠とするものであり、法的権限や措置のない

行政指導であることから、従うか否かは相手方の自由（服従の任意性）であることから実効性は十分であるとは言えないと考える。

欧米諸国等では、犯罪・秩序違反防止やアルコール依存症防止、未成年者飲酒防止といった社会的規制を目的として免許制を採用するなどして、距離基準や人口基準を定め規制を行っている国は少なくない。また、たばこ業界についても、たばこ事業法により小売販売業には許可制を採用し、許可の要件として距離基準により参入規制が行われ、さらには酒類販売と同様に店頭における年齢確認はもちろんのこと、インターネット等の通信販売においては、公的証明書等の確認を義務付けているなど、欧米諸国やたばこ業界では現在の日本の酒類販売より厳しい規制を課し、社会的要請に取り組んでいる。

前述のとおり、酒類においては行政指導による取組みは行っているところではあるが、今後、酒類販売業免許の需給調整要件が廃止されることがあった際には需給調整要件で少なからず担ってきたこれら社会的要請への対応について、代替の措置が必要であるかの検討は要すると考える。また、必要と判断された際には、欧米諸国やたばこ業界のように社会的要請に十分に対応するための法的権限や措置を有するための法整備を検討してもいいのではないかと考える。

## 結びに代えて

酒類免許申請の拒否要件の一つである需給調整要件によって、一部ではあるが長年の間、酒類業界への新規事業参入が困難となっている現状を踏まえ、今日における需給調整要件の今日的な在り方について免許ごとに整理を行った。

まず、酒類製造免許では、需給調整要件が定められている酒類 6 品目のうち、中でも事業者数、製造場数の多い「清酒」に絞って整理したが、結論としては、酒類製造免許における需給調整要件は、今後も維持することに問題はないとは考えられるが、今後の酒類業界発展のためには需給調整要件を廃止し、業界の活性化を図ることが必要であり、仮に需給調整要件が廃止となっても酒税の保全是図られるのではないかと整理した。

次に、酒類販売業免許では、酒類卸売業免許については、一般酒類小売業免許の規制緩和が行われた今日においては、酒類卸売業免許についてのみ需給調整要件で参入規制を行うことに酒税の保全という目的に合理的根拠が乏しく、違憲に問われるおそれがあると考えられることから需給調整要件を廃止することが望ましい。また、通信販売小売業免許については、酒類製造免許や酒類卸売業免許の需給調整要件と違い、販売できる酒類の規制であるが、現状の免許制度では、通信販売を行う全ての小売業者に対して需給調整要件での規制が行われていないという制度の欠陥があることなどからも、酒類卸売業免許と同様に廃止が望ましいと整理した。

また、研究を進める中、社会的要請である 20 歳未満の者の飲酒防止については、諸外国の規制の状況や同じ嗜好品である「たばこ」の業界と比較すると、更なる対応も必要ではないかと考え、本稿の最後に簡単ではあるが触れさせていただいた。

なお、需給調整要件の廃止は既存の事業者に影響を与える可能性は十分にあり、特に近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの酒類事業者がダメージを受けているであろうことから、今は廃止の検討を行うタイミングであるとは考えていないということを付け加えさせていただく。

最後に、酒類の国内需要の落ち込みの中、今後しばらくは酒類業界も厳しい状況であると思われるが、日本産酒類の輸出促進などの取組みによって酒類業界が更なる発展の方向へ向かうことを祈念して結びに代えることとしたい。